

～かながわの社協指針 2020～

地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築にむけて

社協がその使命・役割を発揮するために



社会福祉法人
神奈川県社会福祉協議会
市町村社協部会

～かながわの社協指針 2020～

地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築にむけて
社協がその使命・役割を発揮するために

目 次

■かながわの社会福祉協議会の現状・課題	P 2
■かながわの社協指針 2020 ー地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築にむけて 社協がその使命・役割を発揮するためにー	
指針 1 「地域共生社会」「包括的支援体制」に対する社協 のビジョンの確立	P 8
指針 2 「個別支援」と「地域支援」の2つの機能をつなぐ しくみ・体制の確立	P 17
指針 3 「断らない相談支援」の推進	P 21
指針 4 地域共生社会における「地域支援」の充実	P 24
指針 5 県社協（市町村社協部会）の取り組みの充実	P 32
■神奈川県社協市町村社協部会「社協・地域福祉事業推進プロ ジェクト」メンバーからのメッセージ	P 35
■「かながわの社協指針 2020」取り組みチェックシート	P 40

地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築にむけて — 「かながわの社協指針 2020」の作成にあたって—

■ 社協の視点で 「地域共生社会」 「包括的支援体制」 をとらえなおす

— 「地域共生社会」のめざすところは社協の理念そのものの

2016年の「ニッポン一億総活躍プラン」以降、“我が事・丸ごと”の地域共生社会にむけてさまざまな施策が動いています。社会福祉法は2020年改正を経て、「断らない相談」「参加支援」「地域づくり」を一体ですすめる「包括的支援体制」の構築がすすめられていきます。この動きの背景には、8050問題、中高年ひきこもり、生活困窮等、地域社会の変化にともなう生活課題の多様化・複雑化がありますが、同時に社会保障制度の限界、縦割りの排除による効率的・効果的な施策の必要性もあることは否めません。

一方、社協は、住民主体の地域福祉推進を理念に掲げ、制度やサービスが十分になかったころから、目の前の課題に対する取り組みを地域の人々とともに創出してきました。“我が事・丸ごと”の地域共生社会が目指すところは、まさに社協の基本理念と言えます。

■ 「包括的支援体制」は「社協の総合相談」に重なるもの

— 社協の実践から市町村行政に積極的な提案を

神奈川県社協市町村社協部会は今から6年前、生活困窮者自立支援制度の創設を目前に「かながわの社協からの提案 2014」をまとめました。ここでは多様化・複雑化する住民の生活課題への対応にむけて、社協の特徴である「個別支援」と「地域支援」の2つの機能の一体的推進による総合的な事業展開の必要性を取り上げ、これを「社協の総合相談」と整理しました。「包括的支援体制」は、個別課題への対応と地域づくりの両輪で住民の生活課題に対応していくという面で、この「社協の総合相談」と重なるものです。

「包括的支援体制」の推進主体は各市町村であり、行政の考え方によって地域間格差が広がっていくことが考えられます。国の施策で言う「包括的支援体制」と「社協の総合相談」を重ね、社協としての視点で戦略を描き、行政等への提案もおこなっていく必要があります。

■ 本指針のめざすところ

— 「包括的支援体制」を見据えた「社協の総合相談」の実践、そのための社協事業・組織運営の整理と確立

そのためには、まず各社協があらためて「社協の総合相談」を理解し、社協の使命や役割、社協の特性と強みを生かした実践をしていくことが必要です。人も財源も限られた現状の中で、行政からの委託事業や指定管理事業など多岐にわたっている社協の事業を、「社協の総合相談」の観点からつなぎあわせ、一体的に推進する、効果的な事業・組織運営方策を確立していく必要があります。

本指針は、包括的支援体制の構築にむけて各市町村が動き出す中で、住民主体の地域福祉推進の旗振り役である社協が、それぞれの地域でリーダーシップを発揮していくために、いま必要な取り組みを提案するものです。

かながわの社会福祉協議会の現状・課題

■「かながわの社協からの提案 2014」からの変化

「かながわの社協からの提案 2014」から丸6年が経過し、社協と社協をとりまく状況は大きく変わってきています。特に今般の「地域共生社会推進検討会」の報告書との関連で、次の4点について取り上げます。

生活困窮者自立支援事業のスタート

- 2013年の生活困窮者自立支援法成立を受け、2015年度から生活困窮者自立支援事業がスタートし、県内では2020年3月現在7地域（任意事業のみの地域を含む）の社協がこの事業を受託実施しています。
- 事業のスタートから受託社協ではさまざまな生活の困難を抱えたケースに向き合い、相談支援機関や地域の多様な資源とのネットワークを深め、個々に寄り添った支援をおこなっています。
- また、社協だけではなく、ひきこもりの支援団体や住まい確保を支援する団体など、個々の課題に応じた専門支援機関・団体もそれぞれの地域で拡充してきました。
- 個々のかかえる生活課題に寄り添い、ともに問題解決にむけてサポートする「伴走型支援」という考え方についても、関係者間での共通理解が広がってきています。

生活支援体制整備事業のスタート

- 2019年4月の介護保険制度改正によりスタートした生活支援体制整備事業は、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを目的に、「生活支援コーディネーター」を配置し、併せて地域の多様な関係主体が参加する「協議体」を設置して、地域住民による助け合い活動の推進を目指すものです。
- 社協はそれまでも高齢者への配食サービスやサロン・ミニデイなどの住民活動を推進してきましたが、県内では約半数の社協が、この事業を受託し、それぞれの地域の実情に合わせて取り組んでいます。
- 一方、行政の考え方により、日常生活圏域に配置される「生活支援コーディネーター」は、社協職員が担っている地域、地域包括支援センター等の職員が担っている地域、地域住民が担っている地域など市町村によって異なり、社協の本事業への関わり方もそれによって違いが出ています。
- また、従来から地区社協等が展開してきた地区ボラセンなど住民による助け合い活動や、サロン・ミニデイなどの取り組みと本事業との関係性、担い手の棲み分けなどに課題が見える地域も出てきています。

支援困難ケースの増加、顕在化

- 生活困窮者自立支援法成立の頃から、中高年層のひきこもり、8050問題やダブルケアの問題等、地域社会から孤立し適切な支援を受けられないといったケースが増加、顕在化してきました。これに伴い、地域包括支援センター等ではさまざまな複雑化・複合化した問題を抱えたケースへの相談対応を迫られ、その役割が重くなっています。
- これからますます複雑化・複合化した問題を抱えたケースは増加することが想定され、福祉に携わる職員の専門性の向上、育成の充実が課題となっています。
- このような課題の一方で、困難ケースへの対応にはおのずとさまざまな機関・団体との協働や役割分担が求められ、個別支援にあたる関係機関・団体等のネットワークは実践の広がりとともに深化しています。
- 同時に、食糧支援や子ども食堂など、課題に応じた住民活動も広がっており、住民活動の形態も、専門的なノウハウをもつプロボノなど、新たな活動スタイルが生まれ、多様化しています。

地域福祉計画の内容や位置づけの変化

- 地域福祉計画は、2000年の社会福祉法制定の際に初めて規定され（施行は2003年）、住民主体による地域福祉推進のための行政計画として、社協がすすめる地域福祉活動計画と対をなすものとして、両計画の一体的策定・推進が課題となってきました。一方、地域福祉計画の策定は任意とされ、高齢、障害などの個別計画との関係性もあいまいな部分がありました。
- しかし、地方分権がすすみ、福祉の施策も国から地方へ、都道府県から市町村へと流れてきた中で、地域福祉計画の内容もより各市町村の現状をふまえた具体的な内容が求められており、2018年4月の社会福祉法一部改正では、地域福祉計画は任意計画から努力義務とされるとともに、高齢、障害、児童、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。
- さらに今般の「地域共生社会推進検討会」をふまえた2020年の社会福祉法改正においては、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が地域福祉計画に盛り込むべき事項として新たに追加される予定で、社協がとりまとめる地域福祉活動計画についても、これを視野に入れて取り組んでいく必要性が出てきています。

■地域共生社会推進検討会報告をうけて、社協として考えなければならないこと

このような状況変化をふまえ、いま社協として考えなければならないこととして、以下5つの観点から課題となることをあげたいと思います。

1. 個々の機関・団体の支援力の高まり、多様なネットワークの形成の中での課題

地域の個別支援にかかわる関係者間のネットワークが深化している中で、「個別支援」のかかわりが弱い社協は、こうしたネットワークの蚊帳の外になってしまう可能性が考えられます。生活困窮者自立支援事業等の事業の実施有無にかかわらず、社協は住民からの相談を受け止める場所として組織全体で「断らない相談」をすすめていく必要があります。

2. さまざまな“コーディネーター”の誕生と取り組みの広がりの中での課題

社協は本来、地域のニーズを原点に、住民・関係者の主体的参加と地域資源の活用により課題に対応した活動を展開する役割がありますが、地域にさまざまなコーディネーターが誕生し、活動が展開されていく中で、社協本来の機能や役割の発揮が不十分であると、社協の存在意義の揺らぎにつながっていく可能性が考えられます。ニーズを原点とした活動の創出、社協の「地域支援」のあり方の見直し、これを担う社協職員の育成充実等が課題となります。

3. 市町村域における中核機能の必要性和社協の役割発揮に関する課題

今般の国の報告書では、包括的支援体制の中で多機関のコーディネートや人材育成を担う中核機能の必要性が言われています。社協はそもそも協議体としての機能や会員組織をもち、地域福祉推進のための関係者が集まるプラットフォーム機能をもっていますが、包括的支援体制の中で社協がその機能をどう発揮していくのかが問われてきます。

4. 各市町村の実情をふまえた包括的支援体制-地域格差の広がりという課題

包括的支援体制は市町村行政が主体となってすすめるものです。行政の考え方や地域資源の有無などにより、市町村ごとの違いが広がる可能性があります。各地域における包括的支援体制のめざす方向性について、社協としての明確なビジョンを描き、行政と協働していくこと、また、地域福祉計画等に反映させていく必要があります。

5. 社協の使命・役割の再確認の必要性

こうした課題に組織として対応していくためには、あらためて原点にかえって社協の使命・役割を確認し、組織一丸となって取り組む必要があります。

社協の事業が多岐に広がってきたことにより、職員一人で1事業を担当しているケース等も多く見受けられます。お互いの仕事が見えないことが職員個々の孤立につながったり、自分の仕事と組織との関連性が見えず、モチベーション低下につながる可能性があります。

社協の使命・役割を組織内で再確認し、組織一丸となるための目標設定や、多岐に分かれている事業を一体的に推進していくためのしくみをつくっていく必要があります。

■ 包括的支援体制の構築にむけて、社協がその使命・役割を発揮するために

各市町村域に包括的支援体制の構築がすすめられようとしている中で、社協がその使命・役割を発揮していくためには、次の要素が重要と考えます。

方向性 1

「地域共生社会」「包括的支援体制」に対する社協のビジョンの確立

「個別支援」「地域支援」の2つの機能の一体的推進による「社協の総合相談」をあらためて確認し、個の課題から誰もが暮らしやすい地域につなげる社協の専門性に立って地域共生社会および包括的支援体制にむけたビジョンを描き、行政への働きかけと協働をすすめる。

方向性 2

「個別支援」と「地域支援」の2つの機能をつなぐしくみや体制の確立

「社協の総合相談」の確実な展開にむけて個別支援部門と地域支援部門との課題共有のしくみや体制を確立し、事業の一体的推進による相乗効果が生まれる組織運営をすすめる。

方向性 3

「断らない相談支援」の推進

社協は住民からのあらゆる相談を受けるという意識に立ち、「断らない相談支援」を推進する。そのための意識醸成、環境整備、支援機関とのネットワークの拡充等をすすめる。

方向性 4

地域共生社会における「地域支援」の充実

「地域支援」の取り組みをより具体的な地域課題の解決につなげていく方向で展開する。社協の強みを生かした地域支援の手法の確立と既存事業の内容の見直しをすすめる。

方向性 5

社協の専門性・職員育成の充実（県社協・市町村社協部会の取り組みの充実）

「断らない相談支援」「地域支援」の推進にむけた職員研修の充実とともに、組織運営、行政との協働、地域福祉財源の考え方など、社協の専門性をふまえた職員育成方策・研修体系の検討をすすめる。

上記の方向性をふまえ、地域共生社会における社協としての役割発揮にむけた取り組みについて「指針」として掲げます。

—かながわの社協指針 2020—

地域共生社会の実現、包括支援体制の構築にむけて
社協がその使命・役割を発揮するために



指針 1 「地域共生社会」「包括的支援体制」に対する社協のビジョンの確立

- (1) 社協の使命・役割と「社協の総合相談」の確認
- (2) 新たな動きに対する組織の合意形成
- (3) 強みと弱み、現状と課題の整理
- (4) 地域福祉計画を見据えた地域福祉活動計画等の見直し

指針 2 「個別支援」と「地域支援」の2つの機能をつなぐしくみ・体制の確立

- (1) 局内の連携・課題共有の場づくりの必要性
- (2) 社協らしい組織運営の確立

指針 3 「断らない相談支援」の推進

- (1) 職員の意識づけと住民が相談しやすい環境整備
- (2) 職員へのフォロー体制の必要性
- (3) アウトリーチをどうすすめるか

指針 4 地域共生社会における「地域支援」の充実

- (1) 「参加支援」「地域づくり」に向けた支援の具体化
- (2) 生活支援体制整備事業、生活支援コーディネーターの位置づけの整理
- (3) 社協のプラットフォーム機能を生かしたネットワークづくり
- (4) 地域福祉財源の創出と活用

指針 5 県社協（市町村社協部会）の取り組みの充実

- (1) 社協職員研修、育成方策の確立
- (2) 共通課題の解決と相互研鑽につながる横の連携の場づくり
- (3) 指針を生かした取り組みの推進

- ※ 指針ごとに各社協の取り組み状況を確認するためのチェックシートをつけています。
- ※ 職員勉強会、役員会等でそれぞれの社協の取り組みの現状や課題等、議論するための材料として、この指針をご活用ください。

指針 1. 「地域共生社会」「包括的支援体制」に対する社協のビジョンの確立

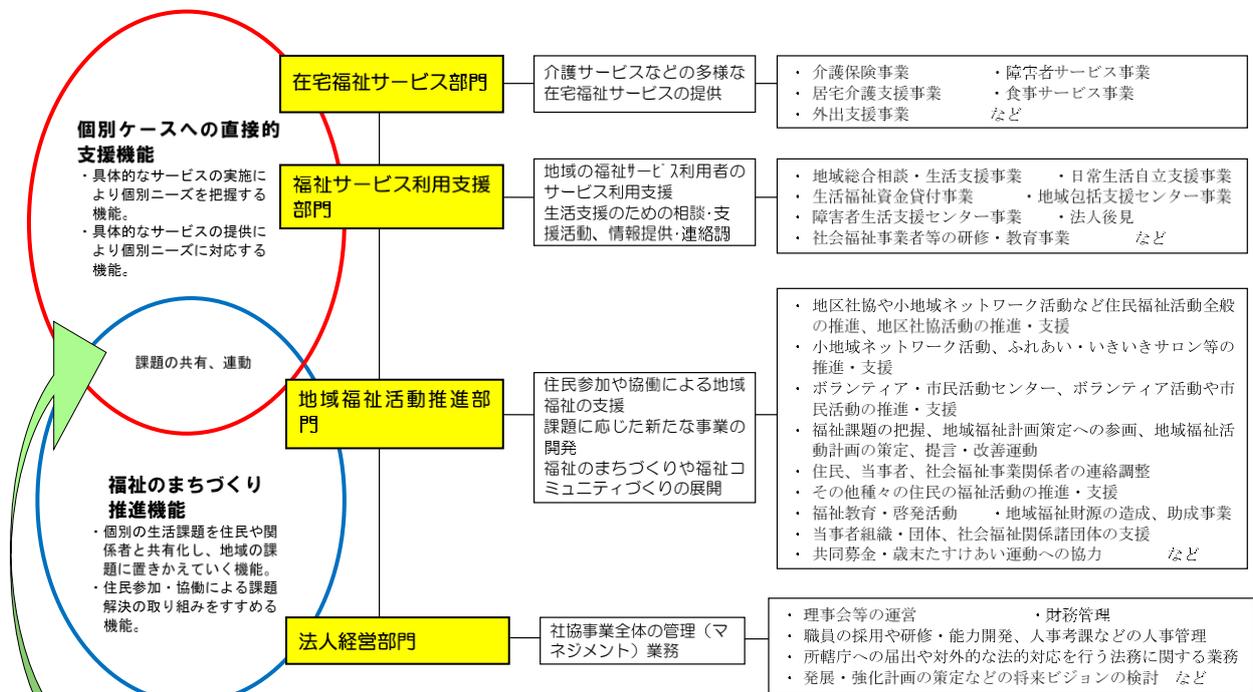
- (1) 社協の使命・役割と「社協の総合相談」の確認
- (2) 新たな動きに対する組織の合意形成
- (3) 強みと弱み、現状と課題の整理
- (4) 地域福祉計画を見据えた地域福祉活動計画等の見直し

(1) 社協の使命・役割と「社協の総合相談」の確認

① 社協の視点から「包括的支援体制」をとらえよう

- ・「かながわの社協からの提案 2014」では、社協が「個別支援」と「地域支援」の2つの機能をあわせもつ特性に触れ、その両機能の一体的推進により、ひとりの生活課題をもとに誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりにつなげる事業展開のあり方を「社協の総合相談」と整理しています。
- ・図1、図2は、社協という組織が、生活福祉資金や在宅福祉サービスなどの個別支援にかかわる事業を通して地域の生活課題を把握し、それをもとに、地域に必要な活動を、地区社協やボランティアなど地域関係者とともにつくり展開していること。また、逆に、住民自らの地域課題への気づきとそれに基づ

【図1】 社協の一般的な業務体制と機能



「個別ケースへの直接的支援機能」と「福祉のまちづくり推進機能」を連動させて動かすことで、多様に分かれている事業を統合化し、ダイナミクスを生かして地域福祉の総合的な展開をはかるところに社協の特性があります。

「かながわの社協からの提案 2014」（2014,神奈川県社協市町村社協部会）4 頁

※この図は全社協発行「市区町村社協経営指針」（平成 17 年 3 月改定）をもとにしている。「市区町村社協経営指針」は令和 2 年度中に改定予定であり、平成 17 年以降新たに加わった事業を含め、「部門」の再整理がされる予定である。

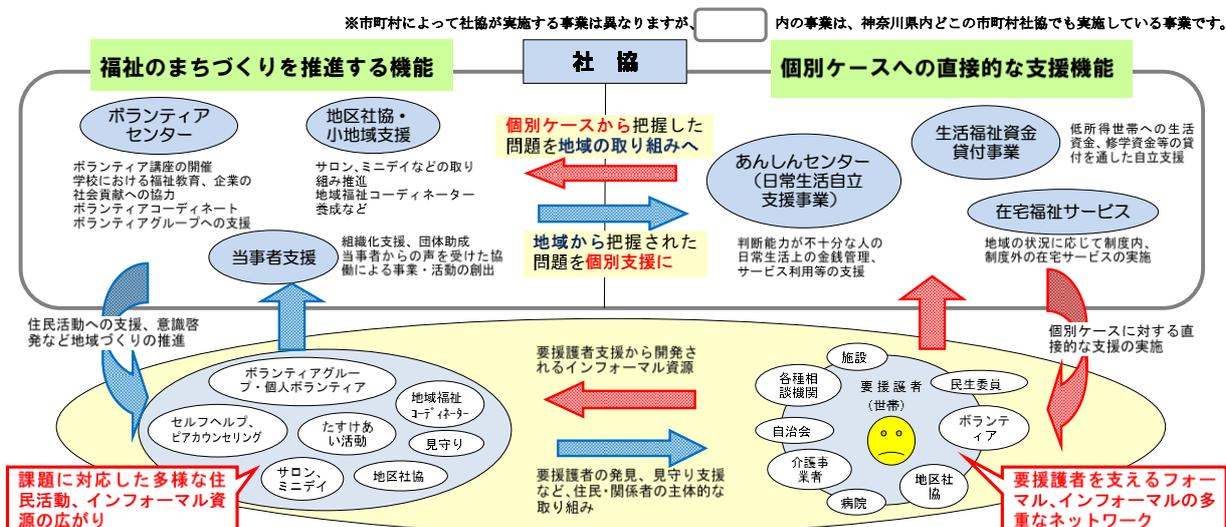
く活動を展開するための組織化を行い、その活動を通して地域の生活課題の発見などにつなげていることを示しています。

- 図2で見るように、「包括的支援体制」で示されている3本の柱のうち、「断らない相談」「参加支援」は図の「個別支援」の中身であり、「地域づくり」（一部「参加支援」も）は図の「地域支援」（福祉のまちづくりを推進する機能）と重なっています。
- つまり、「断らない相談」「参加支援」「地域づくり」の3本の柱の一体的推進による包括的支援体制は、これまで「社協の総合相談」として提示してきた、社協の特徴を生かした事業展開とまったく重なるものと言えます。
- 地域共生社会、包括的支援体制の構築にむけて、いま、あらためて「かながわの社協からの提案 2014」で提示された「社協の総合相談」の考え方にもとづき、「個別支援」と「地域支援」の機能を有機的につなぎあわせた事業展開をすすめる必要があります。
- 包括的支援体制のもと、「断らない相談」はあらゆる相談支援機関に必要とされています。社協は一相談支援機関として「断らない相談」を実践するとともに、「個別支援」と「地域支援」の双方向の取り組みをすすめ、「断らない相談」「参加支援」「地域づくり」の3本の柱の一体的推進による包括的支援体制構築の中心的役割を担っていく必要があります。

【図2】

社協の事業展開の特徴～「個別ケースへの支援」「福祉のまちづくり」2つの機能がつながることで生まれる効果

- 「個別ケースへの直接的な支援機能」と「福祉のまちづくりを推進する機能」の2つの機能を生かして、①「要援護者（世帯）の問題を受け止め、自ら実施する在宅サービス等により個別ケースへの支援を行い」、②「個別ケースの支援をとおして把握された地域の課題をもとに、ボランティア講座等の実施や地区社協への働きかけ、当事者団体の組織化などを行い、地域の中に課題解決につながる取り組み、担い手を生み出していく」というところに、社協らしい事業展開の特徴があります。
- ①と②の関係は、常に①→②に流れているわけではなく、②の働きにより地域の中に多様に生まれた住民による活動が、潜在化している要援護者の発見につながり、専門的支援につながる②→①への流れもあります。
- 社協の事業展開の特徴は、社協の有するこの2つの要素を相互に働かせて、**さまざまな社会資源やネットワークを地域につくり出し、生活問題の予防、早期発見・早期解決、「だれもが安心して生活できる地域づくり」につなげていくこと**にあります。
- これは市町村により実施事業の違いはあっても、すべての社協に共通する特徴です。



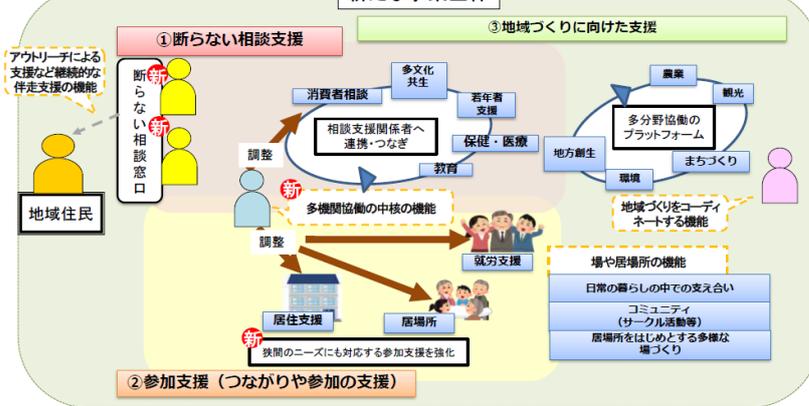
「かながわの社協からの提案 2014」（2014,神奈川県社協市町村社協部会）5 頁

② 社協が向き合う地域の生活課題とは—あらためて住民ニーズを原点に

- 制度などの枠によらず、相談をまるごと受け止める「断らない相談」の姿勢は、あらゆる相談機関に求められており、社協においても全職員が同様の姿勢で相談に対応していくことが求められます。これを職員に徹底していくうえで、業務ごとの枠をいったん取り払い、そもそも社協はどのような生活課題に向き合うべき組織なのかを全員で共有、確認しておく必要があります。
- 社協は住民ニーズを原点におき、活動する組織です。ここで言う「住民」は高齢、障がいなどの枠にとらわれず、その地域に暮らすすべての人を指しています。しかし、さまざまな制度ができ、それにそって社協事業も展開してきた中で、制度から外れたニーズを見逃している傾向がないでしょうか。
- いま、制度の枠におさまらない生活課題を抱えた人びとの問題が大きくなり上げられ、国をあげての地域共生社会、包括的支援体制の必要性が言われていますが、社協はこのような動きの前からそもそも「住民ニーズを原点に」活動する組織です。その原点に立って、あらためてそれぞれの地域の現状や住民のニーズをとらえ、向き合っていく必要があります。

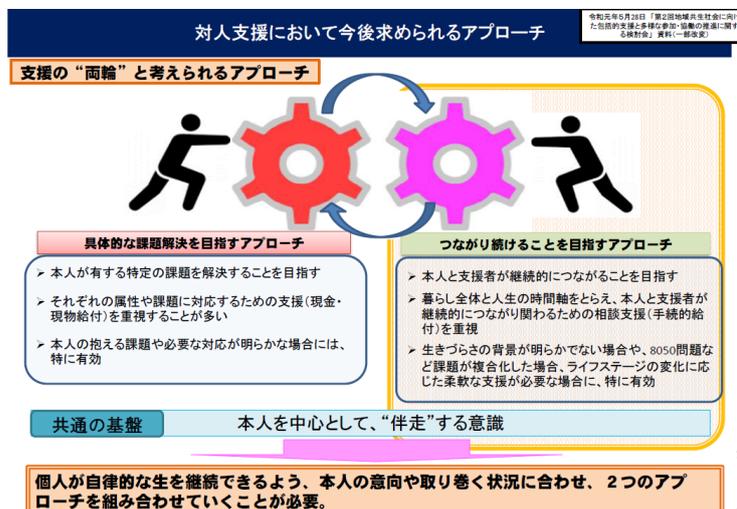
参考1：包括的支援体制のイメージ

—「断らない相談」「参加支援」「地域づくり」の一体的推進の必要性が描かれている
新たな事業全体



参考2：包括的支援体制における対人支援の方向性

—個別課題解決とつながり続けるアプローチの両面の必要性をあらわしている



※参考1・2ともに「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」(2019.12.厚労省)より抜粋

③ 包括的支援体制にむけて「社協の総合相談」のめざす方向を再確認しよう

- ここまでをふまえ、包括的支援体制における「社協の総合相談」について、あらためて次のとおり整理します。



包括的支援体制における「社協の総合相談」

- 社協は、「個別支援」と「地域支援」の2つの機能を有機的に生かし、

多様なニーズを多くのアンテナでまず受けとめる

相談支援機関の一つとして「断らない相談」の実践をすすめ、社協がもつさまざまなアンテナ（※）で多様なニーズを受け止める。

※ さまざまなアンテナ…社協の実施事業、民生委員児童委員や地区社協等地域関係者からの情報提供、関係機関とのネットワークからの情報把握等

ネットワーク、連携・協働による総合的支援

問題解決にむけて相談支援機関や地域関係者とのネットワーク形成と協働により、それぞれの強みを生かした支援を行う。

ライフステージ、長期展望に立った支援

本人の人生とライフステージごとに変化する問題に寄り添い、長期的展望に立った支援を行う。

本人と本人をとりまく環境の変化を促す支援

個人や家族の問題を「地域」とつなぎ、地域の中で支え・支えられる関係性をつくっていく。

個別課題を地域全体の課題として取り組むことによる誰もが暮らしやすい地域づくり

住民同士が相互に気にかける関係性を広げ、問題の早期発見から見守りなど、個別課題への対応の蓄積をもとに、誰もが暮らしやすい地域づくりにむけた取り組みをすすめる。

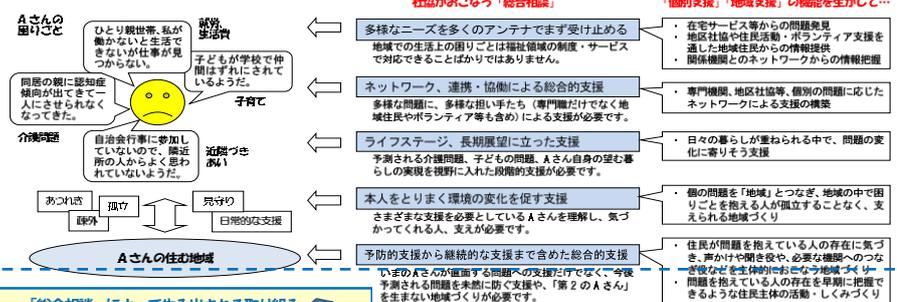
- 包括的支援体制の中で、上記の取り組みを通して個別課題の解決から地域づくりまでを総合的に展開することを「社協の総合相談」とする。

【参考】「かながわの社協からの提案 2014」（2014, 神奈川県社協市町村社協部会）6 頁

社協がおこなう「総合相談」とは ～問題の発見から解決まで、多様な担い手との協働で展開する総合性の特徴

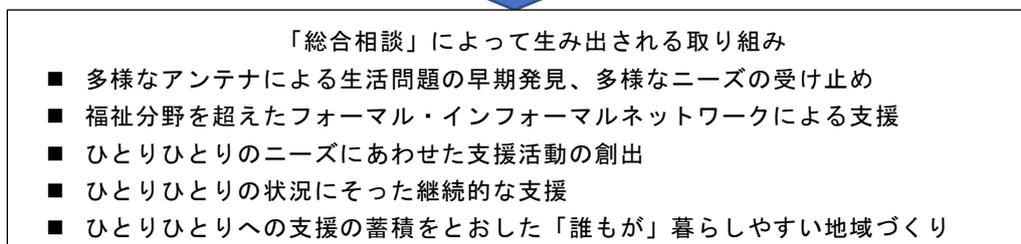
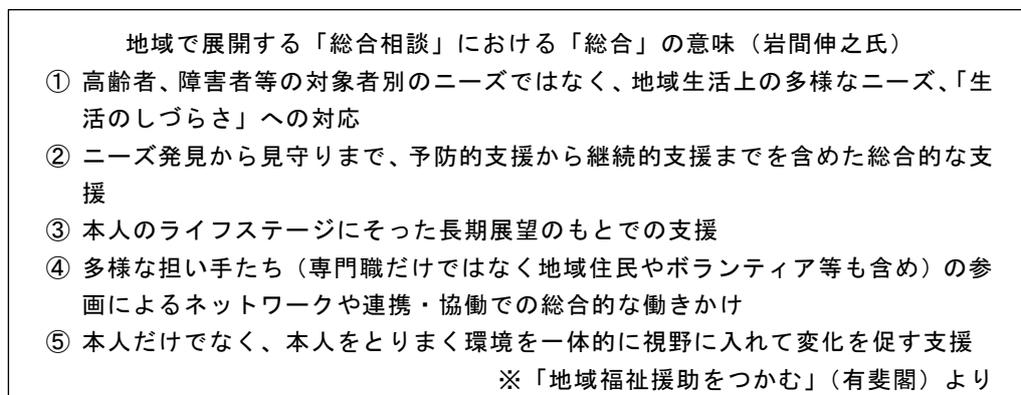
- 社協が「総合相談」によってめざすものは、社協の理念「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」そのものです。
- 特に、「地域で」「誰もが」ということを大事に、
 - ・ 制度・サービスの有無にかかわらず生活にかかわるあらゆる問題への対応
 - ・ たった一人の問題も地域の課題としてとらえ、地域で予防・解決できるまちづくり が社協の「総合相談」のめざすところ。

「Aさんの困りごと」を例に、社協がおこなう「総合相談」を考えると・・・



次ページ
参照

- また、「かながわの社協からの提案 2014」に掲載している「総合相談」における「総合」の意味と、「総合相談によって生み出される取り組み」についてもあらためて引用しておきます。



「かながわの社協からの提案 2014」（2014 年、神奈川県社協）6 頁

（2）新たな動きに対する組織の合意形成

① 「社協の総合相談」「断らない相談」「包括的支援体制」等の内容理解と共有をすすめよう

- まず、地域共生社会実現に向けた新たな動きに社協として対応していくためには、「社協の総合相談」や今般の国の報告のキーワードである「断らない相談」や包括的支援体制がめざすものについて、関係資料（※）を読み込み、それぞれの組織内で具体的なイメージを共有していくことが重要です。

※「かながわの社協からの提案 2014」（2014、神奈川県社協市町村社協部会）
「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」（2019、厚生労働省）など

- 「総合相談」は 1 か所の相談窓口があらゆる相談を受け、そこで問題解決につなげること、または、適切な支援機関につなげる「コンシェルジュ」的機能と解される向きがあります。一方、「社協の総合相談」は、社協の有する個別支援と地域支援の2つの機能の一体的推進により個別課題の解決から地域づくりまでを総合的に展開する、その取り組み全体を指すものです。
- また、「断らない相談」については、社協（の特定セクション）だけで問題解決するものではないことを確認しておく必要があります。
- 「断らない相談」においてもっとも重要なのは、“受け止める”こと。社協の事業等で問題解決が困難と思われる相談についても、まず受け止め、相談者とともに問題解決にむけて“伴走”することであることを確認しましょう。

- これらを組織内で確認し、「社協の総合相談」を効果的にすすめるための体制づくりや事業・活動の再編成を行い、包括的支援体制にむけた社協としてのビジョンを立てていくことが重要です。

② まずは各社協での学習の場づくりから始めよう

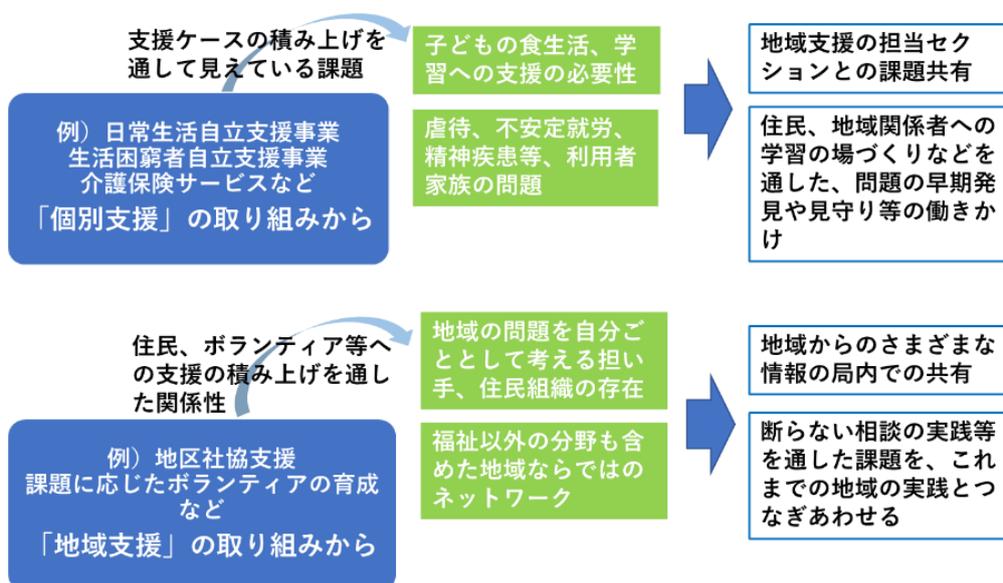
- 「社協の総合相談」の推進、包括的支援体制にむけた社協のビジョン確立にむけては、職員個々の意識も変えていくことが必要です。
- 「社協の総合相談」の前に、社協とはそもそもどのような組織なのか、社協の使命・理念・役割と個々の事業とはどうつながっているのか、各自が担当している業務は社協全体の中でどのような位置づけや役割があるのか—若い職員、社協に入ってきたばかりの職員に伝えられているでしょうか。社協はさまざまな事業があり、ひと口で説明することの難しい組織です。しかし、社協の原点が理解できていなければ、その先の「社協の総合相談」も理解がむずかしいでしょう。
- 「かながわの社協からの提案 2014」は、行政や地域関係者などに社協をわかりやすく伝えるための素材として作成したのですが、局内でこれを材料に勉強会をもったという地域もあります。まずはこのような学習の場をそれぞれの組織内でもちながら、役職員ともに意識の共有化をはかっていくことが必要です。

(3) 強みと弱み、現状と課題の整理

① これまで力を入れてきた取り組みを軸に、段階的な展開を描こう

- 社協のビジョン、これからの事業展開の方向性を描くことは急務ですが、描いた方向に組織全体を動かしていくには一定の時間が必要です。まずはそれぞれの社協が特に力を入れてきた事業を軸にしながら、段階的に組織全体の取り組み構築につなげていきましょう。

これまで力を入れてきた事業（強み）からはじめよう



- たとえば、日常生活自立支援事業等の権利擁護や介護保険事業などで個別支援に力を入れてきた地域では、一定のケースの積み上げがあるはずですが、まずはそこを起点にして考えます。個々のケースから地域の住民が抱えているニーズの特徴や傾向を整理し、地域支援担当と共有する、そして、地域支援担当と一緒に、地区社協や民生委員児童委員、その他住民・関係者への働きかけを考え、生活課題を抱える人が地域で支えられるような取り組みにつなげていく。このように、具体的に課題が見えている事業やセクションを軸にして、段階的に組織全体の取り組みへと広げていくことが必要です。
- なお、こうした考え方は、「かながわの社協からの提案 2014」と同時に社協組織向けに出された「これからの『社協の総合相談』の確実な展開のために」（2014, 神奈川県社協市町村社協部会）においても、「各社協のこれまでの実践、特徴を生かした総合相談展開の『中軸』の設定」として示しています。

② 「強み」と「弱み」を整理し、「強み」を最大限に生かそう

- 社協の軸となる事業は、言い換えれば社協の「強み」とも言えます。「強み」を最大限に生かしながら、「弱み」をカバーし、組織全体を動かしていく必要があります。
- それぞれの社協の現状・課題を考えるには、本指針を活用する方法もあれば、全社協の「社協・生活支援活動強化方針」（チェックリスト）や令和2年度に改定予定の「市区町村社協経営指針」なども参考になります。現状・課題を整理しながら、「地域共生社会」「包括的支援体制」にむけ、「強み」を生かし、段階的・計画的にそれぞれの事業の方向性や組織運営のあり方を検討していく必要があります。

③ 特に地域支援の体制、取り組みを見直そう

- なぜ「特に地域支援」なのでしょう。それは、市町村の全域を視野に、民生委員児童委員、地区社協や自治会関係者など、日常生活圏域をベースとする地域関係者と密接な接点をもてる組織は社協以外にないと言ってもよいからです。「社協の総合相談」、あるいは包括的支援体制の構築にむけて、この特徴を生かしてこそ、社協としての機能・役割、特異性を示すことができます。
- そして、社協の「地域支援」は包括的支援体制の中での「地域づくり」に直結しています。包括的支援体制を円滑にすすめるためには、社協のこの「地域支援」の役割が非常に大きいと言えます。
- 一方、このように社協の生命線であり、包括的支援体制の中でも期待される地域支援の部門ですが、この数年は人件費がつく委託事業などにベテランの職員が配置され、現在の地域支援部門は新人など経験の少ない職員が配置されがちな状況も見受けられます。

地域支援は
社協の心臓



- また、「社協の総合相談」がうまく回っていないところでは、「地域支援」が「個別支援」とつながっていないために、地域支援の目的や業務内容があいまいになっている状況も見受けられます。あなたの社協ではどうでしょうか。
- それぞれの地域で「地域支援」の現状・課題を洗い出し、この社協特有と言える機能をいかに発揮していくかが問われています。（※「指針4」参照）

（4） 地域福祉計画を見据えた地域福祉活動計画等の見直し

① 社協の経験に基づくビジョンと提案で、地域福祉計画との連携をはかろう

- 今後、各市町村行政を主体に包括的支援体制の整備にむけた取り組みが地域福祉計画にも位置づけられ、展開されていきます。社協は「社協の総合相談」を軸に、社協としての「包括的支援体制」へのビジョンをもって、行政や関係者にむけて積極的に提案していく必要があります。
- 特に、「断らない相談」「総合相談」の方策や方向性、「地域支援」の具体的な内容に関しては、本指針に基づき、社協からの積極的な意見・提案をおこない、行政計画に反映させていく必要があります。

【実践紹介】 社協としての考え方、戦略をもって行政との協働を推進（藤沢市社協）

藤沢市社協は国のモデル事業による藤沢市からの委託を受けて「バックアップふじさわ社協」として「断らない相談」を先駆的に実施してきた。

この事業の受託にあたり、藤沢市社協は全13地区へのCSW配置にこだわってきた。藤沢では長年、地区単位に住民活動を促進してきており、地域のベースは地区にあるからである。

当初3人のCSWによりモデル的にスタートした事業が、高評価を得てCSW8人にまで広がった。行政の計画ではここまでとなっていたが、社協は引き続き全地区へのCSW配置を要求。事業の成果から民生委員など地域からも要望の声があがり、2020年度には13地区全部にCSWが1人ずつ配置されることになった。

もう一つのこだわりは、地区の拠点にCSWを常駐させないこと。CSWにはあくまでも社協職員としての意識をもって動いてもらう必要があると考えている。そのため、CSWは毎日必ず市社協本部に集まり、朝のミーティングで情報共有等をした後に各地区に散らばり活動している。

行政からの委託事業について、次のような考え方で取り組んでいることも参考になる。

- 社協は自主財源に乏しく、行政の委託や補助は不可欠。使いやすい財源であるかを見極めて、積極的に受けていく必要がある。
- 行政の委託や補助は一定の縛りがあることも事実。社協の考えを伝えて理解を求めることも必要。
- 行政に社協の考えを理解してもらうためには、地域の中に社協に対する協力者、理解者を増やしていく努力も必要。

② 地域福祉活動計画、社協発展・強化計画を見直そう

- あわせて、社協の地域福祉活動計画、発展・強化計画の見直しも、より具体的に考えていく必要があります。

- 地域福祉活動計画については、地域課題の解決に向けた地域の関係者との協働の計画であるという原点に立ち、あらためて「地域共生社会」「包括的支援体制」が必要となった社会背景をふまえ、関係者間の課題共有、協働の方策を探っていく必要があります。
- 社協発展・強化計画は、社協の事業や組織運営に関する中長期計画ですが、現在、県内社協で策定している地域は少ない状況です。しかし、今こそ取り組むべきと考えます。職員体制、財源、多岐にわたる事業・・・と社協の運営上の課題は増大していますが、社協特有の役割や機能の発揮が、社協の存在意義の上からも大変重要となっている時期でもあります。このような現状に立ち向かうには、社協の組織運営方策を現実的な観点で、かつ計画的に練っていかなければ難しいと考えられます。社協発展・強化計画は、地域福祉計画および地域福祉活動計画を絵に描いた餅としないための事務局組織の具体策とするべきです。
- 同様に、近年の大規模災害の多発化をふまえ、災害時に備えたBCP（事業継続計画）などへの取り組みも、事務局組織の基盤強化、リスクマネジメントの観点から必要となっています。



指針 2. 個別支援と地域支援の2つの機能をつなぐしくみ・体制の確立

- (1) 局内の連携・課題共有の場づくりの必要性
- (2) 社協らしい組織運営の確立

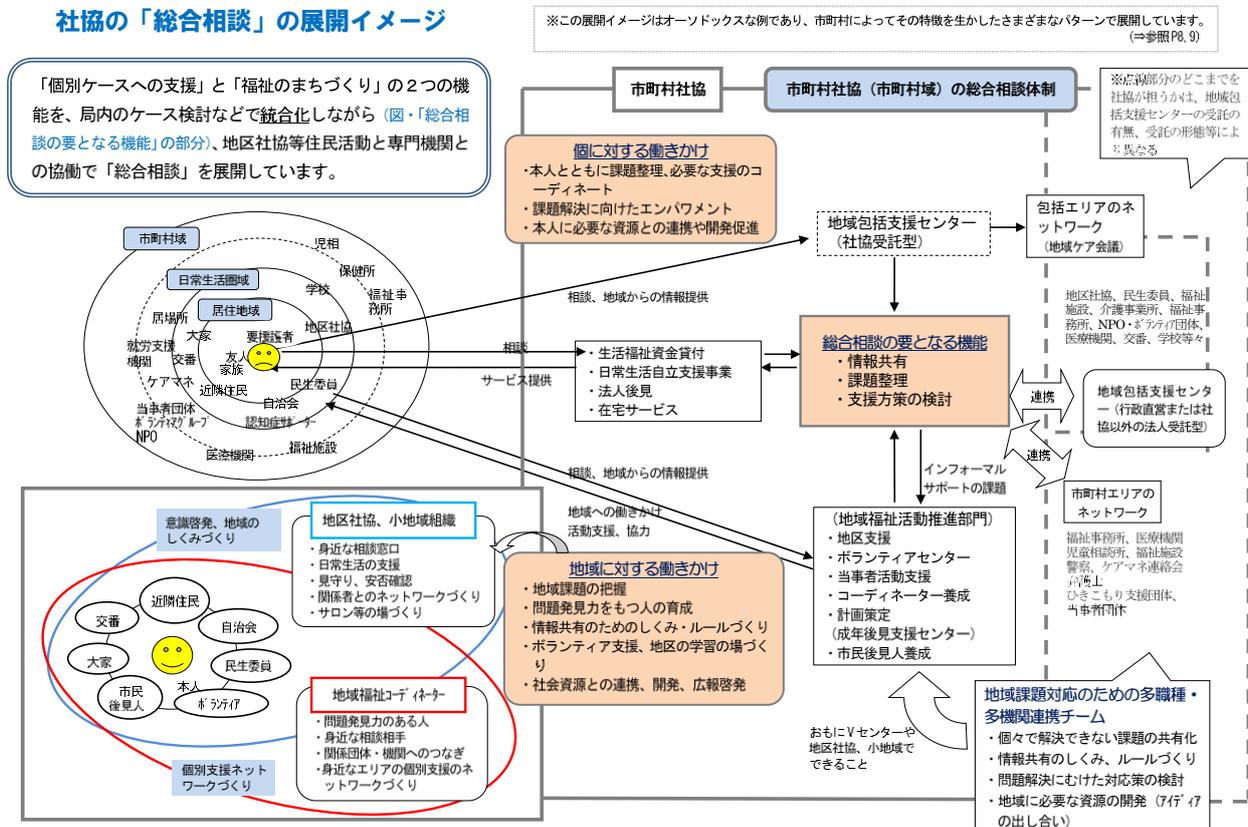
(1) 局内の連携・課題共有の場づくりの必要性

① 「総合相談の要となる機能」の必要性

- ・「指針1」で触れたように、包括的支援体制は、社協の「個別支援」と「地域支援」の一体的推進による「社協の総合相談」と重なっています。しかし、この2つの機能の一体的推進が十分に行われるためには、それぞれで得た課題を共有化していく必要があり、「かながわの社協からの提案 2014」では、そのための「総合相談の要となる機能」が必要としています。(図3)
- ・「総合相談の要となる機能」は、個別支援と地域支援の両方の課題が集約できるセクションが担うべきです。たとえば「断らない相談」をすでに実践している地域では、その主担当がその「要」となっているように見受けられます。住民からの相談を通して個別課題を把握し、また、個別課題に対応するために日常生活圏域も含めた地域のさまざまな関係者とつながり、両方を見ることができているからです。こうしたセクションが「要」の機能を果たすことが有効と

【図3】

社協の「総合相談」の展開イメージ



「かながわの社協からの提案 2014」(2014,神奈川県社協市町村社協部会) 7 頁

考えられます。ここから「個別支援部門」「地域支援部門」それぞれに対して課題共有を働きかけていくことが「社協の総合相談」展開のカギと言えます。

② 「個別支援」と「地域支援」をつなぐ具体的な課題を「見える化」しよう

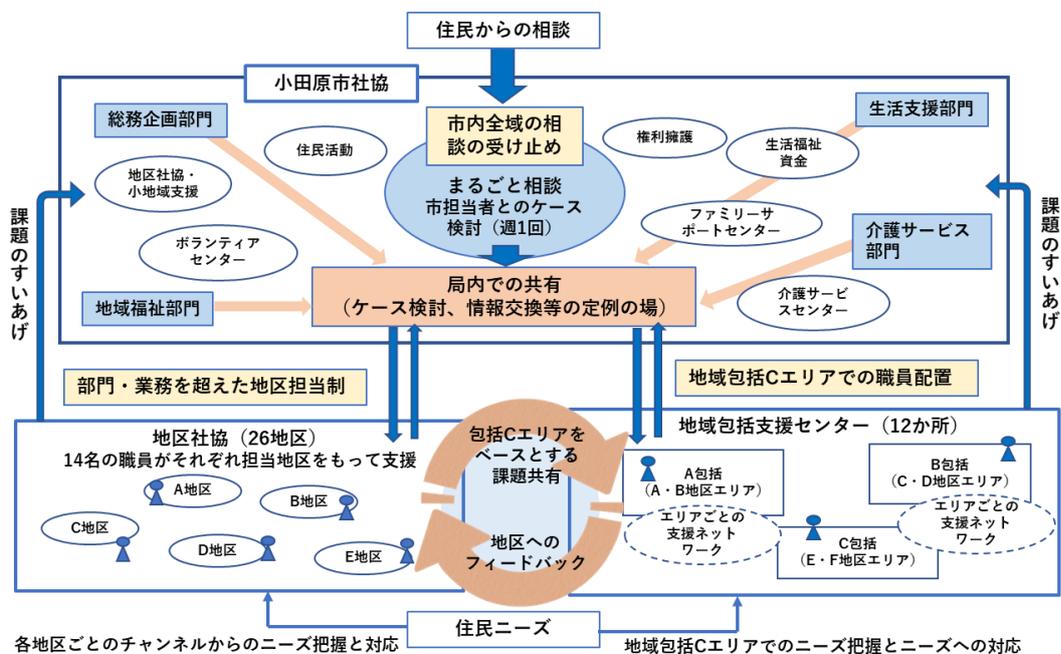
- 「総合相談の要となる機能」によって「個別支援」と「地域支援」をつないでいくには、局内の課題・情報の共有化のための「場」が必要となります。
- この「場」が形式的なものとならないよう、「総合相談の要となる機能」の担当は、日ごろの支援等を通し、なぜ「個別支援」だけでなく「地域支援」が必要なのか、または逆に、なぜ「地域支援」から「個別支援」につなげる必要があるのか、日ごろの支援を通して課題を「見える化」していく必要があります。
- 事例をもとにしたケース検討なども有効です。ケース検討は、支援を要する人・家族の状況が具体的に共有でき、支援方策の検討を通して「個別支援」と「地域支援」の両方の必要性が見えてきます。個別支援と地域支援をつなぐ事例検討の進め方などの資料（※）も参考にしてみましょう。

※『個と地域の一体的支援のためのケースカンファレンス』ハンドブック（2014、神奈川県社協かながわ権利擁護相談センターあしすと）など

③ 「個別支援」と「地域支援」が混ざり合う重層的な場づくり

- 「個別支援部門」の職員も「地域支援部門」の職員も、互いに担当業務を超えて「個」の課題と「地域」の課題の両面を見る習慣を定着させていくことが、

【実践紹介】「個別支援」と「地域支援」をつなぐ重層的な場づくり（小田原市社協）



地区社協には部門・業務に関係なく職員 14 名を地区担当として配置。また、地域包括支援センターエリアにも職員 9 名（地区社協担当を兼ねる）を配置。「まるごと相談」からの課題は、地区社協担当打ち合わせ会や業務連絡会議で共有され、全員が「個別支援」「地域支援」を意識化するしくみをめざしている。

これからの「社協の総合相談」の展開のためには不可欠です。

- ・「断らない相談」を先駆的に実践してきた小田原市社協では、長年、地区社協を主体に福祉のまちづくりをすすめてきたこともふまえ、図に示すように、「福祉まるごと相談」で市域全体の相談を受け止めつつ、地区社協エリア、地域包括エリアに、担当業務等を超えた職員配置をおこない、「個」と「地域」の課題をつなぎあわせる場をつくっています。

④ 「場」の運営の工夫—意図をもった“しかけ”をしよう

- ・「場」に参加する職員一人一人が課題共有の必要性を認識できるよう、意図的な“しかけ”を用意することも必要です。
- ・小田原市社協のような業務を超えた地区担当制をひくという方法や、「場」の進行役を参加者間で持ち回りにするといった方法も、工夫の一つです。
- ・なお、こうした取り組みを組織横断ですすめる上では、担当職員からの提案から始まる例もありますが、特に事務局長や管理職など「リーダー」の役割が大きいと言えます。

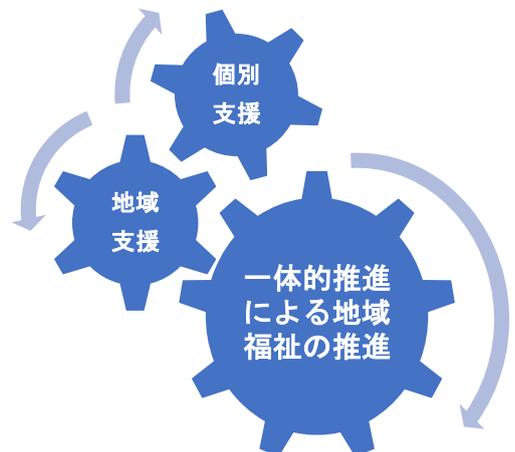
(2) 社協らしい組織運営の確立～常務理事、事務局長や管理職の役割

① 常務理事、事務局長、管理職（リーダー）の役割

- ・社協らしい組織運営の推進は、社協事業全体を見る立場である常務理事や事務局長等の役割によるところが大きくなります。
- ・「個別支援」と「地域支援」の融合は、多くの社協（神奈川に限らず）にとってなかなか乗り越えられない課題の一つとなってきました。しかし、国をあげて包括的支援体制の構築に向けた動きがすすめられていく中で、社協内のこの2つの機能の有機的連携による「社協の総合相談」の推進は、常務理事、事務局長はじめリーダーの役割（責務）として取り組むべき課題と言えます。

② 一体的な事業の展開による効率的・効果的な組織運営をめざそう

- ・社協は決して人員体制が十分と言えない組織です。事業も多岐に分かれている中で、ある事業については職員一人で担当せざるを得ないという現状も見られています。しかし、事業の意義や目指す方向等が不明確なまま個々バラバラに事業展開しては、事業間の相乗効果も得られず、人員・財源の両面で非効率と言わざるを得ません。
- ・また、職員にとって担当業務が組織にどのような意味があるか不明瞭なままにしておくことは、組織への帰属意識を失わせ、人材の定着にも影響を及ぼします。
- ・社協の役割・使命の理解とともに、それぞれが担当する事業を「個別支援」



「地域支援」の2つの機能から分類し、その事業の目的は何かを明確にしておくこと、そうした考え方で各々の担当業務を見ることの必要性を、職員個々に浸透させる必要があります。

- たとえば、助成事業一つをとっても、ニーズに対応した住民主体の活動の活性化など、目的にそった事業になっているか、「個別支援」から把握されているニーズや、「地域支援」の中で把握している地域の現状・課題にマッチしているか、という目で考える習慣が大切です。そうすることで、自分の業務と隣の職員の業務との関係性、自分の業務と社協全体の事業との関係性が見え、職員同士が情報共有する必要性の理解につながっていきます。
- 個々バラバラに見える事業を有機的につなげ、一体的に展開することにより事業間の相乗効果を高めること、それにより効率的・効果的な組織運営をめざしていくことが必要です。

指針3. 「断らない相談支援」の推進

- (1) 職員の意識づけと住民が相談しやすい環境整備
- (2) 職員へのフォロー体制の必要性
- (3) アウトリーチをどうすすめるか

(1) 職員の意識づけと住民が相談しやすい環境整備の必要性

① 「断らない相談」の共通理解と意識づけ—全員で受け止める体制をつくろう

- ・ 「指針1」の冒頭でも触れましたが、「断らない相談」について、

- 社協（の特定セクション）だけで相談の受付から解決までのすべてを担うものではないこと
- 重要なのは、まず“受け止める”こと、相談者とともに問題解決にむけて“伴走”すること

という共通理解を職員間で共有することが必要です。

- ・ また、社協はどこの部所、何の業務であっても、住民からの相談を受ける役割があります。担当業務にかかわらず職員全員で住民からの相談を受け止めることへの意識化、浸透をはかっていく必要があります。
- ・ そのためには、まず職員への研修が必要となります。外部研修の活用もありますが、まずは職場内で日常的に研修の場をもち、意識の統一をはかっていくことが重要です。
- ・ たとえば次のような本を活用しながら、具体的な実践例を通して意識化をはかることも有効と考えられます。

【資料例】

岩間伸之著『支援困難事例へのアプローチ』（2008,メディカルレビュー社）

勝部麗子著『ひとりぼっちをつくらない—コミュニティソーシャルワーカーの仕事』（2016,全社協）



② 住民が相談しやすい環境を整備しよう

- ・ 職員側に「断らない相談」の必要性を浸透させると同時に、社協が組織をあげて「断らない相談」に取り組むことを、住民や関係者に対してPRしていく必要があります。
- ・ そのためには、社協広報紙やチラシなどでの事業のPRだけでなく、わかりやすい事業名称をつけて看板を掲げる（※）など、「窓口」はどこかをはっきりと示していくことも必要です。また、プライバシーに配慮した相談室等も準備していく必要があります。

※小田原市社協「福祉まるごと相談」、藤沢市社協「バックアップふじさわ社協」、葉山町社協「住民福祉センター」など

- ・ また、「窓口」を設置しても、「断らない相談」は社協職員全員で取り組む業務であることに変わりはないので、「窓口」に配置された職員に任せきりになら

ないよう、事務局長や管理職は留意していく必要があります。

(2) 職員へのフォロー体制の必要性

① 問題の抱え込みを防ぐ体制づくりー安心して困難事例に立ち向かえるように

- ・ 「断らない相談」の実践は、どんな相談がくるかも想定できない中で、当初はどこまで受け止められるのか、どこにつなげることができるのか、相談者と共倒れになってしまうのではないかなど不安が先立つものです。そうした不安は相談対応を尻込みさせる要因になります。また、解決困難な問題の抱え込みは、職員の燃えつきにもつながります。どんな相談も積極的に受け止めようという機運をつくっていくには、職員が一人で相談を抱え込まない体制、職員の孤立を防ぐための体制をしっかりとつくっていくことが、もっとも重要なことです。
- ・ 職員が相談を抱え込まないようにする取り組みとして、
 - 毎朝ミーティングをするなど気軽に情報共有できる状況をつくる
 - ケース検討の場を定例でもつ
 - 職員の対応についてスーパービジョンを受ける環境をつくる
 - 一つのケースを2人で担当するなどチーム制を設ける

などの例があげられます。これらをいくつか組み合わせながら、職員が安心して困難事例に立ち向かえるためのサポート体制を、しっかりとつくっていく必要があります。



■ 取り組みのヒント ■

先に紹介した藤沢市社協では、毎朝のミーティングでそれぞれの状況を報告しあい、情報共有してから各担当地区に出向く。また、CSWはそれぞれ専用の携帯電話やPCを持参し、出先にいても困ったときにすぐに本部と連絡がとれる体制をとり、職員が不安や悩みをためこまないしくみをつくっている。

- ・ ケース検討は定例また必要に応じて随時実施し、皆で支援の方向性を考える習慣をつける必要があります。経験をつんだ職員等にスーパーバイザーとしての役割を果たしてもらい、職員の不安を随時取り除くことが必要です。また、組織内に経験を積んだ職員があまりいない場合や、専門的な助言が必要な場合などは、広域・県域の協力を得て、組織外から適切なスーパーバイザーを呼び、支援を受けていくことも必要です。

(3) アウトリーチをどうすすめるか

① いま実施している事業で把握している課題から考えよう

- ・ 問題が深刻化する背景には、問題を抱えた本人に困り感がないことや、相談することもできない状況であるなどのケースが多く、「アウトリーチ」が重要となります。
- ・ まず、それぞれの社協でいま実施している事業から考えてみましょう。生活福

社資金や在宅サービス、日常生活自立支援事業・・・それぞれの事業で対応できた課題、できなかった課題、気になる家庭など、担当間でも出し合って情報共有することが第一歩となります。

② 地域住民のアンテナを高くする取り組みをすすめよう

- 職員体制の状況等から、職員が出向く形でのアウトリーチは困難ととらえられる節があります。しかし、「アウトリーチ」は社協職員が外に出向くことのみを指しているのではなく、生活課題を抱える人の情報が社協に入りやすくなる仕組みをつくっていくことも指しています。
- 地域の情報を社協に入りやすくしていくには、民生委員児童委員、地区社協関係者、ボランティア、その他広く住民に対して、身近な地域の中にある社会的孤立の問題を考えてもらう機会（セミナーや座談会など）をつくり、住民の目線からの気づきを促し、問題の早期発見につなげていくことが必要です。
- 日ごろからこうした地域関係者、住民等との関係をつくりながら、会合や研修などの場を活用して住民の意識を高めていく必要があります。



③ 地域人材の育成—地域に協働の担い手を広げていこう

- 地域住民等への働きかけだけでなく、市町村内の施設・事業所やその他の関係機関の職員、また、福祉分野以外の人たちも含めて、地域福祉の担い手を広げていくことは社協の役割の一つでもあります。
- 県内の市町村社協でも、市町村内の福祉施設・事業所との協働による勉強会や、専門職や住民にむけてのコミュニティソーシャルワーク研修などの取り組みが行われてきています。

【実践紹介】協働でコミュニティソーシャルワークを広める研修実施（逗子市社協&葉山町社協）

逗子市と葉山町は互いに隣接しており、社会福祉施設やサービスなども地域をまたいで住民に提供されていることが多い。このような地域性を生かし、逗子市社協と葉山町社協は平成 28 年度からそれぞれの行政とも協働でコミュニティソーシャルワークに関する研修を実施するようになった。

研修の対象は、当初は福祉従事者と一般住民と合同で実施したが、現在は従事者向けと住民向けに分けて実施している。逗子市社協では生活困窮者自立支援事業を実施、葉山町社協では自らが「住民福祉センター」の看板のもとで「断らない相談」と個別相談を地域づくりにつなげる取り組みを実施しており、住民から寄せられたさまざまな相談やニーズに対して、多様な支援の取り組みやネットワークをつくっていくために、福祉従事者と地域住民の両者に対して、コミュニティソーシャルワークの考え方を広め、地域人材の育成に取り組んでいる。

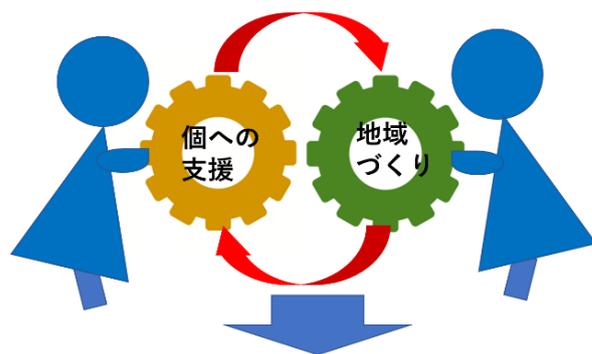
指針 4. 地域共生社会における「地域支援」の充実

- (1) 「参加支援」「地域づくり」に向けた支援の具体化
- (2) 生活支援体制整備事業、生活支援コーディネーターの位置づけの整理
- (3) 社協のプラットフォーム機能を生かしたネットワークづくり
- (4) 地域福祉財源の創出と活用

(1) 「参加支援」「地域づくり」に向けた支援の具体化

① 「個別支援」の課題を「地域支援」につなげていこう

- ・ 社協はもともと、日常生活圏域を基盤に、住民や地域関係者を会員としながら地区社協の組織化や、住民相互のつながりを深めるためのサロン、見守り活動等の取り組みをすすめてきました。一方で、地域によっては「サロンを実施すること」やお祭り等、イベント的な取り組みは盛んであっても、そこにつながりにくい人、社会的孤立の状況にある人に対する取り組みはなかなか進んでいないという状況も見受けられます。
- ・ 地域共生社会におけるこれからの地域支援は、より個々の人や家族が抱える生活課題に視点をおきながら、地域の中でそうした人・家族を支えていける地域づくりをめざしていく必要があります。そのためには、支援にあたる職員が、担当地域にどのような個別ニーズがあるかを把握しておく必要があると言えます。
- ・ まずは社協の「個別支援」の事業の中で、日ごろから住民の個別ニーズを把握しておくこと、また、それを「地域支援」の担当者と共有しておくことが大変重要となります。



ひとりの生活課題をもとに
誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりにつなげていく！

② 課題を「見える化」して地域の人たちに伝えよう

- ・ 地域に必要な取り組みをつくり出していく上では、まずその地域の課題を地域の人たちで考えてもらうことが必要です。社協で把握している課題を「見える化」し、具体的なイメージを描いてもらえるよう働きかけていくことが重要です。

- ・障害のある我が子を地域の子どもたちと一緒に育てたいと考えている母親 A さん、夫の認知症がすみ近所への迷惑を気にしている B さん・・・住民や関係者と課題を共有化するためには、地域にどんな困りごとを抱えた人がいるのか、一人一人の暮らしの様子まで浮かんでくるような伝え方の工夫も考える必要があります。日ごろから地域の状況を把握し、「たとえば」という“引き出し”をより多くもつことや、伝える力を磨いていくことも必要です。



③ 地域アセスメントの充実—社協らしい“地域を見る目”を身につけよう

- ・地域支援にあたっては、地域の個別ニーズを把握しておくことと同時に、地域に関する組織・団体や活動はどのようなものがあるのか、近隣同士の付き合いなどの住民同士の関係性は・・・など地域アセスメントが重要です。地形や地域の産業構造、歴史・文化がその住民性や生活に深く影響していることもあります。さまざまな角度から地域をとらえることが必要です。
- ・特に地域の人材に精通しておくことは社協職員として大変重要なことです。この情報はこの人に聞けばわかる、この情報はこの人にお願いすると広げてくれる、この話はこの人が納得してくれればうまく進む・・・等、地域密着の活動を展開する上で、こうした人材の情報は欠かせません。
- ・地域アセスメントをしっかり行うことにより、その地域でどのような取り組みが必要か、そのためにどのような人や組織・団体に協力を求めるのか、どのような資源を活用していくのか、など見通しを立てた支援が可能になります。地域支援の具体的な手法や担当職員の専門性の向上が今あらためて重要となっています。（※「指針5」参照）

④ 社協らしい課題把握の手法や住民活動支援のノウハウを受け継いでいこう

- ・県内では以前、特に地域福祉活動計画の策定・見直し等にあたり、住民懇談会を開く地域が多くありました。住民懇談会は、地域の住民性や地域の困りごとを直接聞くことのできる有効な手法であり、これを実施できることそのものが社協の強みでもありますが、ここ数年は事業の多岐化と人員体制等の問題からか、減少傾向にあるように見受けられます。
- ・包括的支援体制の中で「地域づくり」は特に社協への期待が大きいと考えられます。住民懇談会をはじめとしてこれまでの実践を振り返り、社協がつくりあげてきた手法を次の世代に受け継いでいくことも必要です。
- ・また、民児協や地区社協等とのかかわりが、単なる定例会議への顔出し的なものや情報伝達だけになっていないか等を見直し、社協の特徴や強みを生かした取り組みと、社協ならではのノウハウを蓄積していく必要があります。

⑤ ボランティアセンター事業、福祉教育の見直し―「地域づくり」推進の核を機能させよう

- ・市町村社協現況報告（2020年3月発行）によると、ボランティアセンターに専任職員をおいている地域は政令市を除くと30地域中9地域のみとなっています。また、専任のコーディネーターや相談担当を設置しているのも9地域のみとなっています。社協の事業が多岐にわたってきていることや、新たな委託事業等に職員配置をしなければならない状況の中で、ボランティアセンターには職員を手厚く配置できない状況になっている地域は多いようです。
- ・一方、ボランティアセンターの機能の一つとして、制度・サービスで補えない地域の課題に対する、住民の主体性と住民相互の助け合いをベースにした担い手づくりと活動創出があげられ、まさに「地域づくり」推進の核と言えます。ボランティアセンター事業が毎年同じ事業の繰り返しになっていないか、社協の「個別支援」から把握されているニーズとかみ合ったものになっているか―この部分をかみ合わせていくことが重要と言えます。
- ・また、住民の主体的参加をもとに地域福祉を推進する社協にとって、そのための人を育てる福祉教育は、社協活動のもっとも基盤をなすものです。その意味では、福祉教育の考え方や手法は、担当業務にかかわらず、社協職員全員が基本的に身につけていなければならないものです。
- ・現状を見ると、福祉教育は小中高校生を対象としたものへの偏りが見受けられます。地域共生社会にむけて、すべての人が「我が事・丸ごと」として地域福祉の担い手となることが求められている中で、社協がおこなう福祉教育は、地域住民すべてを対象に、地域福祉の理解や活動を促すものとしていくことが必要です。

地域福祉は
「我が事・丸ごと」と考え
行動する人づくりから



【実践紹介】子ども、保護者、教員、市民―それぞれにむけた福祉教育を展開（逗子市社協）

逗子市社協では長年にわたって福祉教育に力を入れ、研究者にもかかわってもらいながら事業の振り返り・評価をしつつ、年々プログラムの充実につなげている。

小中学生を対象にしたプログラムでは、学年や子どもの成長過程にそって段階的な学びができるよう計画を立て、地域共生社会の中で子どものうちに触れてほしい問題を組み込んでおり、LGBTなどの新たなテーマも視野に入れている。

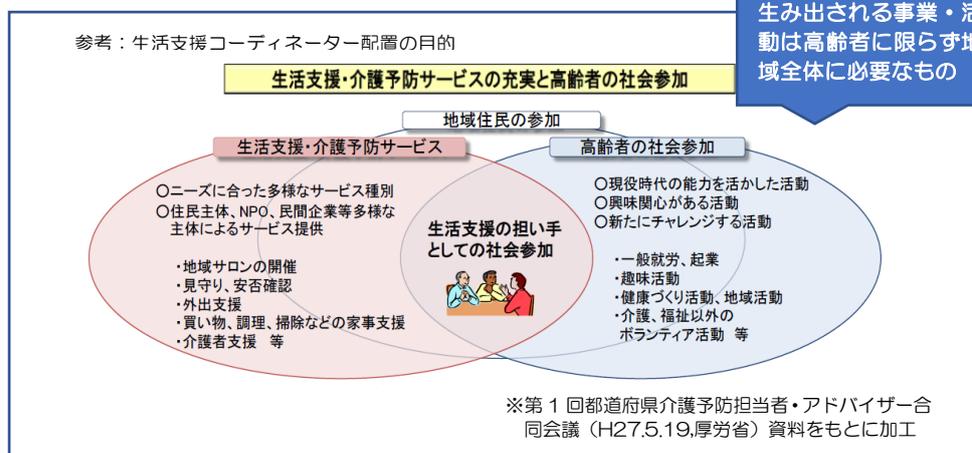
また、教員からの感想等をふまえ、教員を対象としたプログラムや保護者を対象としたプログラムへの実施につなげるとともに、住民にむけては「福祉教育セミナー」などの形で、広く市民に知ってほしいテーマをもとに事業を実施している。

- ・また、障害や高齢者への理解はもちろん、さまざまな生きにくさを抱えた人の問題、差別・偏見といった問題への正しい理解も広げていく必要があります。福祉教育のメニューの現状・課題を考え、組み立てなおすことが必要です。

(2) 生活支援体制整備事業、生活支援コーディネーターの位置づけの整理

① 社協の使命・役割から「生活支援体制整備事業」を考えよう

- ・生活支援体制整備事業は2015年からスタートし、2020年3月時点では県内22社協（政令市含む）と、6割強の社協がこの事業を受託し、1層または2層の生活支援コーディネーターを担っています。これは、生活支援体制整備事業の目標が地域に不足する資源を地域住民・関係者とともに創出していくことにあり、これまで社協が住民参加で生み出してきた一人暮らし高齢者等への配食サービスやサロン等の実践と重なっているからと言えます。
- ・高齢化加速の中で、介護保険制度はより重度の要介護者に厚く、そのほかは各地域の住民や関係者への期待が大きくなると考えられます。生活支援体制整備事業の受託の有無にかかわらず、社協は、課題に応じた取り組みを住民参加で創出していくことが使命・役割であり、「地域支援」の機能を生かして、地域に必要な支援やサービスをつくっていく必要があります。生活支援体制整備事業を行政から受託している場合はこれを活用して事業を展開し、受託していない場合は社協として独自の取り組みを行政との連携をとって展開していく必要があります。



- ・生活支援体制整備事業は高齢分野の施策ではありますが、地域の創意工夫による取り組みは、たとえば高齢者の孤立防止を目的とした集いの場に引きこもりの若者が担い手として参加するなど、さまざまな対象や分野に広がり、そこでの波及効果につながるなどさまざまな可能性をもっています。
- ・社協がこの事業を受託実施する際には、このような地域の活動特有の可能性を念頭におき、他の対象や分野、他の制度・施策も視野に入れ、広く地域全体の生活支援や住民活動の取り組み向上につながるよう展開していく必要があります。

② 行政とのすり合わせの必要性

- 委託事業としてこの事業を実施している中で、「行政から一方的に生活支援・介護予防サービスの創設が求められる」等、社協としての事業展開のしにくさについて声があがっています。こうした問題の要因の一つには、受託前の社協と行政とのすり合わせ不足があげられると思われます。生活支援体制整備事業は社協の「地域づくり」につながる事業ですが、その観点からの行政とのすり合わせが不十分であること、また社協組織内でも整理が不十分なままに受託に至っている状況があるのではないのでしょうか。
- 「指針1」で触れたように、生活支援体制整備事業に限らず、委託事業は社協の使命・役割に照らしてどう展開するのか、という観点からビジョンを描き、委託元となる行政と事業の仕様を含めた調整をはかる必要があります。

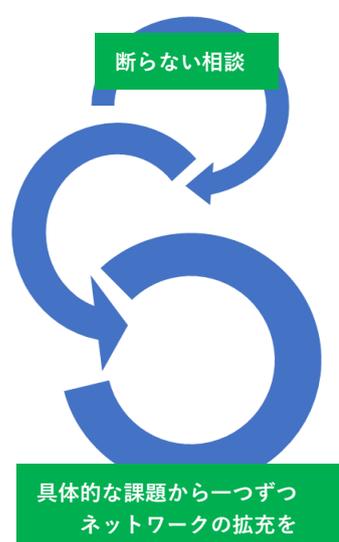
③ これからの生活支援体制整備事業

- 「断らない相談」を先駆的に実施している藤沢市社協や小田原市社協では、「バックアップふじさわ社協」のCSWや「福祉まるごと相談」の主担当が2層の生活支援コーディネーターを兼務しています。この兼務は、住民の具体的な個別ニーズを受け止め、地域づくりにつなげる役割という点で共通しており、自然な形と言えます。生活支援体制整備事業については、今後の「断らない相談」や包括的支援体制の構築にむけた事業とあわせて、効果的な人員配置と展開方策を考えていく必要があります。
- 住民自身の主体性、合意がなくて来たものは地域には根つきません。このことは、住民主体の地域福祉活動をつくってきた社協だからこそ、知っていることです。地域ニーズの把握、住民自身の気づきの促し、課題解決のための合意形成など、地域の人びとを巻き込みながら展開していく必要があります。また同時に、行政とはこの事業の目標や方向性の共有等、継続的に調整の場をもち、社協からの提案をおこなっていく必要があります。

(3) 社協のプラットフォーム機能を生かしたネットワークづくり

① 「断らない相談」をもとに、一つ一つの個別課題からネットワークを広げよう

- 社協は住民と地域福祉に関する関係者の参加で地域福祉を推進する役割があり、さまざまな組織や団体とのネットワークづくり、ネットワークの拡充の必要性は当然のことと言えます。しかし、やみくもなネットワークづくりは、形式に陥る危険性があります。目的と課題を明確にしたネットワークが重要です。
- 生活困窮者自立支援事業などを軸に「断らない相談」を実践している地域では、住まいの問題、借金返済、就労支援等々、個々の問題解決のため

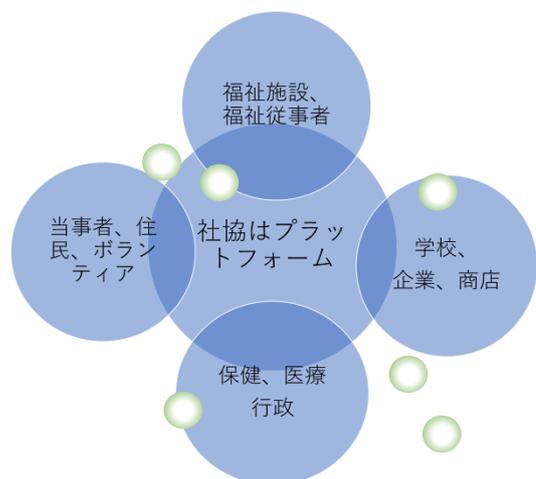


に多くの機関・団体とかかわらざるを得ない状況があります。このような中でさまざまな機関や団体とネットワークが広がっている状況が見られています。

- ネットワークづくりの目的の一つは、個別支援の解決を図ることとすることができます。「断らない相談」からの具体的な問題を起点に、一つ一つのケースの支援を通して関係性を構築していくことが、このネットワークづくりにおいては重要となります。
- また、単に目の前の課題解決のために必要な資源につなぐのみで終わりにしないことが重要です。「断らない相談」の真髄は伴走型支援であり、社会的孤立の状況に陥りがちな人や家族に対し、気にかける関係性をより多く、またそれが継続するようにつくっていくことが目的です。そのための連携・協働、ネットワークであることを忘れてはなりません。

② 社協の「プラットフォーム」機能で、重層的なネットワークづくりをすすめよう

- 社協は住民と地域福祉にかかわるさまざまな機関・団体・人の集う「プラットフォーム」機能があります。これも、社協が市町村域にただ一つの地域福祉推進を担う公的な組織であるがゆえの特性です。社協が特定の分野に偏らず、公平・中立の立場にあるからこそ、さまざまな地域福祉の関係者が安心して集まれる「プラットフォーム」を用意することができるのです
- たとえば社会福祉大会や福祉まつり、市民講座・セミナーなど、住民や関係者が集まる場も「プラットフォーム」の一つです。また、社会福祉施設会員の部会等を組織しているところでは、この部会活動も「プラットフォーム」です。社協には、住民からの相談だけでなく、福祉従事者からの相談や、困った人のために何かしたい、という人たちからの相談もたくさん寄せられますが、このような声が集まるということも「プラットフォーム」としての機能と言えます。
- こうした場を活用して、住民と関係者が自らの地域の課題を共有しあい、協働を生み出す場としていくことが必要です。個々の課題を地域全体の課題として関係者と共有し、それぞれの役割発揮と専門性向上につなげたり、地域に必要な資源・サービスを協働でつくることは、「プラットフォーム」の機能をもつ社協だからこそできることです。
- たとえば、施設を運営する社会福祉法人は、人材確保の課題や、2016年の社会福祉法改正により義務化された地域貢献の展開方策などの共通課題があります。このような課題を社協として取り上げ、住民や関係者に働きかけ、ともに解決にむけて取り組んでいくことも、社協の役



割と言えます。

- また、この「プラットフォーム」を通じて社協とともに地域課題の解決に取り組んでもらえる人や機関・団体を開拓し、ネットワークを重層的につくっていく視点が重要です。重層的なネットワークは、社協活動をよりバラエティ豊かなものにし、また、災害時などの緊急事態においては、社協の活動をともに支える強力な協力者となり、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりの強固な基盤になります。

【実践紹介】プラットフォーム機能を生かし、関係者主体の取り組みやネットワークづくりをバックアップ（南足柄市社協）

南足柄市社協では、市内の介護事業所職員有志のグループ「NEXT10」の事務局を担い、よりよい介護に関する勉強会、住民を対象とする研修をおこなっている。運営の特色は、事業の企画や実施を「NEXT10」メンバーが主に担い、市社協はメンバーが活動しやすいようバックアップをしていることである。

一方、権利擁護や困難ケースへの対応の必要性から市社協が立ち上げた、足柄上地区の福祉従事者と弁護士等による「権利擁護ネットワーク連絡会」は、市社協が実施主体でありながらも、年に数回の連絡会ごとにケアマネ等の協力を得て、テーマ設定、実施方法、広報、当日の運営まで、協働して実施している。連絡会当日も、参加者からの情報提供・情報交換の時間がもてるよう工夫し、参加者同士のネットワークを広げる場にもなっている。

両方の取り組みとも、社協は、関心のある人が集まる「プラットフォーム」の機能を生かし、その人たちが活動しやすいように支える役割を果たしている。こうしたテーマごとのネットワークが多様多様にできることで、関係者の理解を深め、相互の連携を構築していくことにつながり、様々な課題への対応を可能とする安心の地域づくりにつながっていく。

（４） 地域福祉財源の創出と活用

① 地域福祉財源の確保、創出—事業・活動とその効果をしっかり見せていこう

- 「地域支援」の部門は、財政状況の厳しさに伴う行政補助の減少等の中で、人員体制、事業が先細りしていった傾向があります。しかし、一方で現在は生活支援体制整備事業、また、今後は今般の包括的支援体制にむけた「重層的支援体制整備事業」等、地域の取り組み推進に活用できるものが生まれており、これらを地域支援の事業展開のための財源と考えていくことができます。こうした事業を単に行政の仕事ととらえるのではなく、これらが委託事業として出てきた場合はこれを獲得し、社協の「地域支援」の専門性をもって地域づくりに生かしていくことが必要です。
- 住民会費や収益事業など自主財源の確保にむけた取り組みも続けていく必要があります。住民会費はその額の多寡ではなく、住民参加の意思表示の形として重要なものです。地域課題の解



決を、住民の主体的な参加によりすすめていく社協の基本的な理念や役割について理解を得ながら、会費の必要性について理解を得、具体的な活動への参加も含め、協力を求めていくことが重要です。

- また、これからは遺贈やファンドレイジングなど、地域福祉推進のための多様な財源確保の考え方も学び、可能なところから取り入れていくことも必要です。
- 継続的な財源確保にむけては、事業・活動の内容やその効果をわかりやすく伝えていくことが大変重要です。広報紙やHP、報告書など伝える手段はさまざまにありますが、見せ方にも工夫を凝らす必要があります。
- 特に行政からの委託事業では、住民や関係者からの後押しも、事業の継続・拡大にむけて重要です。社協がその事業を受託している効果が、多くの人々に伝わらなければなりません。写真や統計、イラスト図解など、さまざまな手法で、社協の実践をしっかりと見せていきましょう。

多くの人に実践を
しっかり伝えよう



② 課題対応の活動のための助成事業の充実

- 市町村社協が実施する助成は、共同募金、基金、会費などを財源として、それぞれの地域の特性により、メニューも地域ごとに特徴が見えます。地区社協等地域に根差した活動に対する助成は、団体の基盤整備や活動維持のための色合いが濃いものとなっています。
- これからの地域支援における助成事業には、住民活動推進の基礎的組織の基盤整備や活動維持にあてる助成に加え、子どもの貧困や引きこもり、外国籍住民支援などの新たな課題、あるいは個別の生活課題の解決に対応した取り組みなど、助成メニューの開拓が必要です。
- また、このような課題対応の活動を促進していくためには、それぞれの活動が将来的に財源も含めて自立した運営ができるよう支援していく必要があります。助成事業は単に活動費を提供するだけでなく、財源確保のための知恵や情報、各団体の担い手確保や広報などのノウハウ提供等を含め、住民活動を育てる手段として充実していく必要があります。

指針5. 県社協（市町村社協部会）の取り組みの充実

- (1) 社協職員研修、育成方策の確立
- (2) 共通課題の解決と相互研鑽につながる横の連携の場づくり
- (3) 指針を生かした取り組みの推進

(1) 社協職員研修、育成方策の確立

① 個別課題への対応に関する研修および地域支援に関する研修の充実

- ・ 「断らない相談」の実践や個別課題解決のための住民活動推進にむけた地域支援の手法等にかかわる研修の充実を図り、職員の力量を高めていく必要があります。
- ・ 特に地域支援については社協の専門領域とも言えます。個の課題を地域の課題につなげる考え方や地域福祉財源の考え方、地域アセスメントの手法、住民の合意形成にかかわる手法等、研修内容を充実させていく必要があります。

② 社協の専門性の分析と、それに対応する育成方策の検討・確立

- ・ 社協は市町村域に一つの組織であり、住民と地域の福祉関係者を会員とし、協議体・運動体・事業体としての機能をもっているなどの面で、他の福祉分野の組織にはない側面をもっています。それが社協の特性、役割、専門性という部分につながっていますが、その専門性についての細かな分析や、それに照らした研修体系はつくられていないのが現状です。
- ・ 今後、社協はますます地域福祉の推進役としての役割が問われてきます。「個別支援」「地域支援」の事業・活動の展開にむけた研修はもちろん、行政との協働、財源確保、協議体としての組織マネジメントなど、社協特有の側面に焦点をあて、職員の専門性を高める研修プログラムと体系の構築が必要です。



(2) 共通課題の解決と相互研鑽につながる横の連携の場づくり

① さまざまな担当者連絡会の実施－職員の孤立や行き詰まりの解消も視野に

- ・ どの地域でも事業の多岐化に対し人員体制は縮小傾向（特に常勤職員の減少）にあり、職員一人で1事業を担当しているというケースが見られますが、事業展開の手法や課題について社協組織内で聞くことができない、共有することができないという状況があります。
- ・ このような状況に対して、県域で災害、助成事業、福祉教育など、担当業務ごとの担当者連絡会を実施し、事業展開の手法や工夫に関する情報交換や困ったときに聞くことができる関係づくりを広げていく必要があります。

② スーパーバイザー的人材や幹部職員育成を視野においた情報共有の場づくり

- ・ 社協には社協特有の業務があり、迷ったときや新たな事業に着手するときなどは他の社協の取り組みを参考とすることが多いものです。市町村社協部会では、経験を積んだ職員同士の情報交換の場を設け、相互研鑽をおこないつつ、社協事業・活動に関するスーパーバイザー的な人材として育てていく必要があります。
- ・ また、昨今はプロパーの事務局長や事務局次長が増えてきていますが、社協特有の組織マネジメントに関わる研修プログラムや体系は十分用意されていないのが現状です。幹部職員同士が情報や課題を共有しながら互いに学び合う場をつくっていく必要があります。

③ 県内市町村社協の「プラットフォーム」としての市町村社協部会の場の活用

- ・ 市町村社協部会は、神奈川県社協が有する市町村社協職員の「プラットフォーム」です。市町村社協部会には会長会、局長会、職員会のそれぞれの場がありますが、この「プラットフォーム」で市町村社協共通の課題についての研究協議、調査、研修など、会員である市町村社協の主体的参加で活動をすすめていく必要があります。

(3) 指針を生かした取り組みの推進

本指針をふまえ、神奈川県社協および市町村社協部会は、次の取り組みをすすめます。

① スーパーバイザー的人材のネットワーク化と社協間の交流・派遣のしくみづくり

幹部職員や経験の長い職員等による職員間の情報交換、意見交換の場を通し、社協事業・活動に関するスーパーバイザー的人材のネットワーク化をはかり、県内社協間で人材交流や派遣等ができるしくみづくりにつなげていきます。

② 各社協の現状・課題の把握（特に町村部社協への支援方策の検討）

本指針にもとづく各市町村社協の取り組み状況について現状・課題の把握をおこなうとともに、町村部の社協については特に地域性、住民ニーズ、行政との関係性、人員体制等それぞれの違いをふまえた支援方策を検討していきます。

③ プロジェクト等の継続的实施による共通課題への対応

市町村社協部会に引き続きプロジェクト等を設置し、県内社協の共通課題解決にむけた取り組みをすすめます。

④ 指針にもとづくモデル事業の実施

この指針にそった取り組みを「モデル事業」に指定し、市町村社協部会から助成を行い推進していきます。

【助成対象例】

- ・「断らない相談」の推進にむけた職員研修の実施
- ・地域の課題に対応した新たなサービス・活動づくり など

⑤ 「社協の総合相談」をすすめるための関連研修の実施

市町村社協の役職員を対象に「社協の総合相談」を推進するための個別支援および地域支援にかかわる研修を充実します。

⑥ 社協の専門性をふまえた社協職員研修の体系化

社協特有の機能や役割をもとに社協職員の専門性を分析し、社協職員の育成のための研修体系の構築をすすめます。



神奈川県社協市町村社協部会「社協・地域福祉事業推進プロジェクト」 ～メンバーからのメッセージ～

■社協のこれから（「2014」から「2020」へ）

茅ヶ崎市社会福祉協議会 矢島 啓志

茅ヶ崎市社協の総合相談体制として、地区担当制により職員が担当業務に関係なく、市内13地区に設置されている地区社協、地区ボランティアセンターの担当として支援に当たっています。そして、日常のちょっとした困り事への対応を通して、新たな問題等に気づき、地区担当職員のほか、包括支援センターや福祉相談室等の専門機関に繋げています。

また、平成30年4月からは、生活支援体制整備事業を受託し、第2層の支え合い推進員として、地区担当が兼務しています。

こうした活動を通して、地域と密接に連携協働し、地域福祉の推進を図っているのが特徴と考えています。

国は、新たに「断らない相談」、「地域支援」、「地域づくり」の3本を柱に、「地域共生社会」の実現を目指そうとしています。

社協として、国の動きをどう捉え、社協の使命、役割を發揮していくかが問われていると考えています。特に「断らない相談」では、共に考え、進んでいくという姿勢が重要であり、また「どこへ相談してよいかわからない。」をなくすことが大切と思っています。

福祉の人材不足が言われている中、社協の使命、役割を再認識し、「強み」を發揮していくには、人材育成、他社協との連携がキーになるのではないかと考えています。

県社協には、人材育成を含め、市町村社協とどのように連携・協力・協働しながら、課題に向かい、県内の地域福祉をどのようにすすめるのか、イニシアティブをとる存在となっていたきたい。市町村社協とともに歩む県社協を目指していただきたいと思います。

この報告書が今後の社協の方向性の指針になれば、しなければと思っています。

最後に、今回、社協・地域福祉事業推進プロジェクトのメンバーの一員として、協議に参加し意見交換ができたことは大変意義深いものと思っています。

■～つなぐ・つながる～

海老名市社会福祉協議会 白倉 博子

今、社会では社会的孤立からくる貧困問題やダブルケア、さらに8050問題など、本人の課題認識の有無を問わず、生きづらさを抱える個人や世帯が増加している。国は地域共生社会・一億総活躍プランなどの構想を打ち出しているが、従前から地域福祉を担ってきた社協として、今改めて社協の役割を問われているのではないかと感じる。これまでの地域福祉を否定するものではなく、今の時代を「つなぐ」しくみづくりをどのような目的でどのような戦略をもって住民と関わっていくのかを組織全体で議論し整理する良い機会となるとよいのではないかとと思う。

社協では、年々事業が増加し、充足しているとは言い難いながらも職員採用を行っているものの、「新事業＝採用」の形態では、枝をみて木を見ずの現象が起きてはいないだろうかと危惧する。担当事業には精通していても果たしてそこだけの完結でよいのか、今ひとつ視野を広げることにより、隠れていた課題や本質の課題に向き合うことができ、より豊かな生活の実現につながるのではないかとと思う。例えば、貸付相談ケースにおいて、本人の困り感は経済的な面だけであっても、その背景には、判断能力の低下による金銭管理の課題や、養育の課題、または社会的に孤立による複合的な課題を抱えているケースも少なくない。資金貸付が該当す

るか否かの判断だけに終始するのではなく、むしろ非該当ケースこそ社協の役割の発揮どころであり、各セクションの専門職が専門性を発揮し、想像力を張り巡らせ、想いを寄せ、関係機関を巻き込みながら解決に向けて方向づけていくことはないだろうか。「断らない相談」「つながり続ける相談」は、まさに社協が横でつながることを示唆されているように感じてならない。まずは、隣の職員に一声相談を！

最後になりましたが、微力ながら本プロジェクトに関わらせていただき、ありがとうございました。

■今こそ立ち向かおう～社協の存在意義を高めるために～

清川村社会福祉協議会 小島 祐行

この度町村社会福祉協議会事務局長の立場でプロジェクトに参加しました。

ご承知のとおり清川村社協は県下で最も小規模な社協です。議論を重ねる中で、我々のような少人数の職員体制の社協が今回提案をしている「総合相談」に着手できるのか、町社協は果たしてどうだろうか。そんな思いが交錯しました。一方で、組織規模の大小に係わらず、社協が総合相談に着手しないことが果たして許されるのかとも考えました。昨年12月、国の「地域共生社会推進検討会」から最終取りまとめが示され、「断らない相談支援」をはじめ3つの支援を一体的に進める事業の創設が提案されました。しかし、私たちはあくまでも自らの地域のニーズに立脚し、法律からではなく、社協サイドから法律をどう活かしていくかが大切なのではないでしょうか。

一口に「総合相談」と言っても、各市町村社協によって捉え方は様々です。誤解を恐れずに申し上げれば、私は町村のような小規模な職員体制の社協は「総合相談」に対して臆病になっているのではないかと思います。今の業務を担うだけで精一杯にも係わらず、総合相談の看板を掲げることによって困難な相談が寄せられるのではないかと、何よりも困難な相談に対応できるスキルに不安をお持ちではないかと推察いたします。しかし、総合相談の担当になったからといって、決して一人で問題を抱える必要はありません。わからないことは、自分の組織の職員はもとより、日ごろから県内外の社協職員等とネットワークを作っておき、スーパービジョンを受けることで展望が開けることが多々あります。

私がこのプロジェクトに参加するにあたり、県社協事務局へ、今回の指針を県下の社協職員が活用するように努めていただくことを強く要望しました。町村社協の職員が勇気と希望をもって「かながわの社協指針2020」に取り組むことを期待しています。

■「次世代型社協」を目指して

葉山町社会福祉協議会 山下 淳

今、孤立する生活からくる様々な生活問題や地域課題に対応するため、地域福祉への期待は膨らみ、その中核となる社協の活動が重要性を増す中で、内容によっては従来よりも格段に高い実践力が求められるようになりました。

プロジェクトは、今後のかながわの社協がこのような期待に応えていくうえで、抱えている課題や解決方法について検討する場ですが、会議開催前には委員から「報告書を出して終わりにしない」思いが伝えられ、それに応えようとする事務局など熱気を感じてのスタートでした。

プロジェクトでは、全社協が「社協・生活支援活動強化方針」を示す中、地域の顔が見える社協の強みを活かした「総合相談」を中心に協議を重ねました。当初確認したとおり、この指針の発行後には部会活動や県社協事業などの実践につなげることとなったことは大きな成果

だったのではないかと思います。しかし、少ない委員、限られた時間など、検討し残したことは少なくなかったため、今後もこの指針を「作り込む」必要があることを確認しました。

一方、プロジェクトを終えて気になる事もあります。一つは県内には深刻な人材、財源不足で余裕のない社協が多く、この指針や今後の活動が単なるきれいごとに見えてしまうのではないだろうか？本当に困っている市町村社協に役に立つ指針や活動になる必要があること。

もう一つは、例えば総合相談など個々人の力量を上げるための取り組みだけではなく、組織のマネジメント、地域住民、行政や他の法人等との連携体制などの組織の総合力が必要であり、この指針は部会活動全般に関わってくるということを意識しなければならないことです。

このようなことも踏まえ、この指針の作り込み作業、部会活動が次世代型社協への発展につながることを願っています。

最後に、毎回時間を超過して熱心に協議をした委員や事務局の皆さまお疲れさまでした。また、このようなプロジェクトへの参加の機会を頂きありがとうございました。

■「自分の目で見、話を聞いて、一緒に考えること」

聖徳大学教授 豊田 宗裕

1980年代中盤、私が初めて担当した社協の業務は、県ボランティアセンターでの「ともしび基金助成金配分事業」でした。当時は市町村社協にもまだまだボランティアセンターが配置されておらず、ボランティア活動も施設における「施設ボランティア」が中心であり、直接県ボランティアセンターに調整の依頼が入ることも少なくありませんでした。しかしながらこの頃は、日本の社会・経済が大きく変化していく時期で、県内のボランティア活動を取り巻く環境が大きな転換期を迎えていたと後になって気づいたと思います。在宅福祉サービスの「はしり」としての地域での家事援助サービス（有償型）の拡大や、養護学校義務化の定着により「地域作業所（現在の就労B型施設の前身となるもの）」の爆発的な増加、また当時全国どここの社協でも取り組みをしていなかった「精神保健ボランティア」の必要性が増大し、その育成が課題とされたことなど、ボランティア活動を通じてその当時の地域課題の変化を日々痛感する毎日でした。現在でも同じだとは思いますが、こうした地域課題に取り組む団体は資金的な基盤が弱く、助成金や基金配分などに頼ることが多かったため、基金の相談が私の所に多く寄せられました。そのような中で、基金配分の現地調査と称して多くの施設や団体のもとを訪れると、先方では待ってました、とばかり自分たちの活動状況や何故このような活動をしているのか、今後に向けてどのような展望を持っているのか、などの話を本当に一生懸命話してくれました。その間、それを取り持ってくれた市町村社協の職員の方も自分たちの関わりや、その活動が持つ地域活動の意味などを話してくれ、帰りはいつも居酒屋での情報交換会であったことを覚えています。私の相談面接、アウトリーチの技術はここで磨かれたと、現在でも本当に感謝しているところです。

あれから30年余りが経過し、社協の仕事の内容や社会での位置づけも大きく変化したと思います。地域課題の多様化に伴い、職務の複雑化・細分化が進む一方で、委託事業としてのサービス提供事業の比率も増大しているところです。しかしながら、IT化やシステム化が進んだとしても、社協の仕事の根幹には「自分の目で見、話を聞いて、一緒に考えること」があると常に思っています。すべての社協職員にとって、相談事業は必須のものでしょうか。

■変化を受け止めつつ、変わらない原点からこれからの社協を展望しよう

神奈川県社会福祉協議会 渡邊 朋子

「かながわの社協からの提案 2014」から6年、社協は生活支援体制整備事業をはじめ、事業の拡大とともに職員も増え、組織の規模も大きくなってきました。一方、それが社協にとって必ずしもプラスに向いていない状況があるように感じています。一人ひとりの職員は一生懸命に仕事しているのに、社協全体として何をやっているか聞かれると、戸惑ってしまう職員は多いのではないのでしょうか。個々の事業に追われ、ベテラン職員でさえもやや自信をなくしている傾向がないのでしょうか。

今般の地域共生社会、包括的支援体制の動きは、「断らない相談」の実践など課題はあるものの、社協にとって決して新しくなく、むしろ社協が目指してきたことそのものです。私たちはこれまでの実践を通して、地域福祉の考え方を住民や関係者に伝え、それぞれの地域の方向性を示していく必要があります。また、地域福祉には、身近な地域の問題を自分たちで解決につなげる主体性、ないものは創る創造性、その中のつながりから思わぬ相乗効果を生む無限の可能性が 있습니다。このような社協の仕事の意義ややりがいも、あらためて職員間で確認していきたいところです。

福祉の仕事の多くが直接的な対人援助中心であるのに対し、社協は政治や経済の動きにも関連し、時にはそれによって翻弄される組織です。だからこそ、社協の原点は何か、に時に立ち戻らないと、仕事の軸が見えなくなってしまいます。また、どんな仕事も同じですが、絶対的な「正解」があるわけでもありません。新たな施策の動き等がある際には特に、施策を読み解き、それぞれの社協、あるいは社協同士のつながりの中で話し合い、これからの方向性を確認することが重要です。今回の指針と報告書の意味はそこにあります。

「仕事は多いが人はいない」はどの社協も共通課題です。その中で、今回の指針、報告書は「条件がないからできない」「理想論ばかり言われても」と思われることもあるでしょう。しかし、社協はさまざまな動きに翻弄されるだけでなく、それが追い風に転じるときもあります。そのときにチャンスをしっかりつかみ、日ごろの積み重ねをもとに動ける社協でありたいものです。今は、そういう意味では社協にとって大きな追い風です。このチャンスをどう生かすか。今回の指針、報告書を各社協の話し合いに活用していただき、役職員で社協の原点をいま一度確認し、これからのあり方を展望することから始めていただきたいと思います。

県社協としては、特にこのような時代だからこそ、横のつながりの場としての市町村社協部会が重要と考えます。市町村社協の皆様は部会の主役として、積極的に部会を活用していただき、ともにそれぞれの社協の発展につなげていただきたいと思います。

最後に、プロジェクトに大変お忙しい中ご参加いただき、熱い議論を交わしていただきました豊田先生、市町村社協の皆様にあらためて感謝申し上げます。

■社協として地域共生をすすめるために

神奈川県社会福祉協議会 天野 卓

2016年6月の閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれた「地域共生社会の実現」のもと、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されて以降、改正社会福祉法の公布や地域共生社会実現に向けた各種モデル事業の実施、本プロジェクトでも参考とした「地域共生社会推進検討会」の最終とりまとめ等、ここ5年あまりの間、地域福祉に関する考え方、取り組みは大きく進みました。

このような一連の流れに「これまでの社協の実績が評価された」「時代が社協の進めてきた地域社会づくりを求めてきた」というような声も聞かれる一方、介護保険制度を中心に、主として公的な枠組みで担ってきた分野にも、住民主体による参加と協働の推進が定められるなど、これまで地域福祉推進の中核組織と位置付けられてきた社協は、より一層その役割と存在

感の発揮が求められていることも、周知のとおりです。

そうした中、環境や課題も様々な県内の社協が、課題を抱えつつもそれぞれの特性を活かしながらこれからの地域福祉をどのように進めていくのか、ご多忙な中にも関わらず本プロジェクトにおいて率直なご意見・ご提案を多数いただいた各市町村社協のメンバーの皆さまに、改めて感謝いたします。

本報告書ではプロジェクトで検討した市町村社協の現状と課題の中から、特に「断らない相談」に焦点を当て、「社協の取り組む総合相談のあり方」をまとめていますが、これから予定されている改正社会福祉法においても、市町村に住民の複雑・複合化した課題解決のための包括的な相談支援体制の整備が定められるなど、相談支援の重要性はますます高まっています。しかしながら、まさに予想外といえる新型コロナウイルス禍による「新しい生活様式」の提案は、従来の住民福祉活動のあり方へにも見直しを求めるものであり、社協にとって「新しい活動課題」が突きつけられています。本会としましても、引き続き様々な機会を通じて市町村社協の皆さまからのご意見をお聞きし、今後の社協活動のあり方を検討、提案していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

■住民一人ひとりの命と暮らしに目を向けて

神奈川県社会福祉協議会 松永 文和

振り返ると、「完全参加と平等」を掲げた国際障害者年（1981年）以降、ノーマライゼーションに基づく「ともに生きる社会」や「共生社会」が地域福祉の理念として用いられてきました。また、170余か国、県人口の約2.5%の割合になる外国籍住民が生活する神奈川県では、「多文化共生社会」であることもあります。ここ20年はソーシャルインクルージョンが主流となり、近年は「地域共生社会」が広まるなか、制度・分野ごとの『縦割り』、「支え手」「受け手」の関係を越えてと言われてはいますが、この点は行政、社協にとって最大級の難所です。

プロジェクトでも話題になりましたが、「地域共生社会」を語る背景に「社会的孤立・社会的排除」（関係性の貧困）の深刻化があげられています。また、「関係性の貧困」に並び、虐待、暴力、いじめ、差別等によって、人々の命と暮らしが脅かされています。そして今、世界中に広がった新型コロナウイルスにより、顔の見える関係を重視する地域での活動や事業は大打撃を受け、様々な面で自粛・規制管理が厳しい、新たな日常へと急変しました。

激動の時代において、「関係性の貧困」に対して、社協はどう向かっていくのかが今問われています。今後、少子高齢化、人口減少化が進む一方で、情報技術や医療技術等が発展しても、住民一人ひとりの命と暮らしが軽視されない平和社会であること、住民主体の考えが地域福祉実践の根底に置かれることを私は切望します。加えて、本来の住民主体の活動は、法制度の枠に納まるものではなく、また、必要以上に規制を受けてはならない、良い意味で自由自在であるべきと考えます（*ボランティア活動や市民活動においても同様です）。

社協は地域福祉に関する民間の専門機関として、独自の実践とその理論化を繰り返してきました。私は、社協の専門性は住民ニーズや地域生活課題に対して敏感であり、その隣りに居続け、考えて行動することだと思えます。

最後に、今回のプロジェクトに関われたことに感謝し、こうした熱い議論の輪が広がっていくことを願っています。

「かながわの社協指針 2020」 取り組みチェックシート

「かながわの社協指針 2020」 取り組みチェックシートの使い方

「かながわの社協指針 2020」 取り組みチェックシートは、指針 1 から指針 4 ま
で、各指針に記載している項目で並べられています。

全項目がクリアされていくことが理想ですが、まずは各社協の置かれている状況をふ
まえ、重点的に取り組む必要のある項目から段階的・計画的に取り組んでいくことが重
要です。

まず、全項目を見渡した上で、「重点課題」と考えられる項目に「◎」や「○」、ある
いは優先的に取り組むべき項目から「1」「2」・・・と番号をふるのもよいでしょう。

そして、「現状と問題点」と考えられることを整理し、「当面の取り組み」を考えまし
ょう。

チェックシートの活用場面としては、幹部職員などの話し合いの場や、「社協の総合
相談」をすすめるための職場内研修などが想定されます。

幹部職員の話し合いの場では、組織全体を見渡して、それぞれの参加者が記入したチ
ェックシートを突き合わせながら、お互いの問題意識の共有やこれからの方策検討に役
立ててください。

職場内研修では、職員がチェックシートで自分の社協の取り組みの現状・課題の確認
とあわせて、「社協の総合相談」「包括的支援体制」などの共通理解を深められるよう、
活用してください。

指針1 「地域共生社会」「包括的支援体制」に対する社協のビジョンの確立			
取り組みの方向性	重点課題	現状・問題点	当面の取り組み
(1) 社協の使命・役割と「社協の総合相談」の確認	①社協の視点から「包括的支援体制」のあり方を検討していますか		
	②社協が向き合う地域の生活課題について、組織内で確認していますか		
	③「社協の総合相談」について組織内で共通理解ができていますか		
(2) 新たな動きに対する組織の合意形成	①「断らない相談」「包括的支援体制」等の内容理解と共有が組織内でできていますか		
	②組織内での学習の場を設けていますか		
(3) 強みと弱み、現状と課題の整理	①これまで力を入れてきた取り組みを軸に、段階的な展開を描けていますか		
	②自分たちの社協の「強み」と「弱み」の整理ができていますか		
	③地域支援の体制、取り組みは充実していますか		
(4) 地域福祉計画を見据えた地域福祉活動計画等の見直し	①社協の経験に基づくビジョンと提案で、地域福祉計画との連携が図れていますか		
	②地域福祉活動計画、社協発展・強化計画の見直しをおこなっていますか		
指針2 「個別支援」と「地域支援」の2つの機能をつなぐしくみ・体制の確立			
取り組みの方向性	重点課題	現状・問題点	当面の取り組み
(1) 局内の連携・課題共有の場づくりの必要性	①「総合相談の要となる機能」を置いていますか		

指針2 「個別支援」と「地域支援」の2つの機能をつなぐしくみ・体制の確立

取り組みの方向性		重点課題	現状・問題点	当面の取り組み
	②「個別支援」と「地域支援」を結びつけて考えていくための具体的な課題を「見える化」していますか			
	③「個別支援」と「地域支援」が混ざり合う重層的な場をつくっていますか			
	④「場」の運営の工夫－意図をもった“しかけ”をしていますか			
(2) 社協らしい組織運営の確立	①常務理事、事務局長、管理職（リーダー）の役割は十分に発揮されていますか			
	②一体的な事業の展開による効率的・効果的な組織運営となっていますか			

指針3 「断らない相談支援」の推進

取り組みの方向性		重点課題	現状・問題点	当面の取り組み
(1) 職員の意識づけと住民が相談しやすい環境整備	①「断わらない相談」の共通理解と意識づけ－全員で受け止める体制ができていますか			
	②住民が相談しやすい環境を整備していますか			
(2) 職員へのフォロー体制の必要性	①問題の抱え込みを 방지、安心して困難事例に立ち向かえる体制ができていますか			
(3) アウトリーチをどうすすめるか	①いま実施している事業で把握している課題を整理していますか			
	②地域住民のアンテナを高くする取り組みができていますか			
	③地域人材の育成－地域に協働の担い手を広げていますか			

指針4 地域共生社会における「地域支援」の充実

取り組みの方向性	重点課題	現状・問題点	当面の取り組み
(1) 「参加支援」「地域づくり」に向けた支援の具 体化	①「個別支援」の課題を「地域支援」につ ながけていますか		
	②課題を「見える化」して地域の人たちに 伝えていますか		
	③地域アセスメントの充実－社協らしい “ 地域を見る目” を職員は身につけています か		
	④社協らしい課題把握の手法や住民活動支 援のノウハウを受け継いでいますか		
	⑤ボランティアセンター事業、福祉教育の 見直し－「地域づくり」推進の核は機能し ていますか		
(2) 生活支援体制整備事 業、生活支援コーディネ ーターの位置づけの整理	①社協の使命・役割から「生活支援体制整 備事業」を整理していますか		
	②行政と事業課題や目標設定等のすり合わ せはできていますか		
	③社協としてこれからの生活支援体制整備 事業の方向性を描いていますか		
(3) 社協のプラット フォーム機能を生かした ネットワークづくり	①「断らない相談」をもとに、一つひとつ の個別課題からネットワークを広げていま すか		
	②社協の「プラットフォーム」機能を生か した重層的なネットワークづくりができて いますか		
(4) 地域福祉財源の創出 と活用	①地域福祉財源の確保、創出－事業・活動 とその効果をしっかり見せていますか		
	②課題対応の活動のための助成事業の充実 を図っていますか		

市町村社協部会「社協・地域福祉事業推進プロジェクト」

No.	所 属	役職等	氏 名
1	茅ヶ崎市社会福祉協議会	事務局長	矢島 啓志
2	海老名市社会福祉協議会	事務局次長	白倉 博子
3	清川村社会福祉協議会	事務局長	小島 祐行
4	葉山町社会福祉協議会	主幹	山下 淳
5	聖徳大学	教授	豊田 宗裕

【事務局】

No.	所 属	役職等	氏 名
1	神奈川県社協地域福祉推進部	部長	渡邊 朋子
2	同上 地域福祉推進担当	課長	天野 卓
3	同上 地域福祉推進担当	主幹	松永 文和

～かながわの社協指針 2020～

地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築にむけて
社協がその使命・役割を発揮するために

令和 2 年 3 月

制作 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

市町村社協部会「社協・地域福祉事業推進プロジェクト」